

持続可能な地域社会のための 公共調達ガイドブック

サステナブルな地域づくりと組織に求められる12の課題



▶ ガイダンス

持続可能な地域社会、責任ある事業活動、
環境、法令遵守・マネジメントシステム

▶ 有識者によるコラム・自治体インタビュー

▶ セルフチェックリスト(SAQ)



一般財団法人 CSOネットワーク
CSO Network Japan

はじめに

「持続可能な公共調達」（サステナブル・パブリック・プロキュアメント：SPP）とは何か？という問い合わせについて、この3年間、国内外の様々な自治体関係者、有識者各位にご意見を伺い、調査・分析し、取りまとめた成果が、この「持続可能な地域社会のための公共調達ガイドブック-サステナブルな地域づくりと組織に求められる12の課題」です。

CSO ネットワークでは、東日本大震災以降、地域の持続可能性に関する調査研究を進め、国内外の地域コミュニティへの訪問調査を踏まえて、2016年に、地域の力を評価し可視化する「**地域の力診断ツール**」を作成しました。この知見・経験をベースに、2016年度より、地方公共団体における調達と持続可能性を考える調査研究プロジェクトを開発し、環境だけではなく社会的側面を含む、いわゆる「持続可能な公共調達」のあり方を日本社会の文脈で模索してきました。

コンセプトの中心に置いたのは、「**地域の持続可能性に資する**」公共調達です。ともすれば、SPP は多様な側面を持つことから論点が散漫になりがちですが、単に持続可能性の導入を主張・強調するのではなく、社会的にも、自治体関係者にも受け入れられ易い「地域の持続可能性」という切り口から公共調達を捉えていくことを試みました。この点をご助言いただいた、元明治大学大学院の北大路信郷教授に感謝申し上げます。すなわち、国内の喫緊の課題である、地域経済・地域社会の持続可能性を高めるための政策手段として、公共調達を考えるということでした。

3年間の調査プロジェクトでは、まず1年目にSPPの国際的な議論と動向をレビューし、それを踏まえて、国内の取り組み状況やその背景を明らかにするために、「**公共調達・公契約条例と地域の持続可能性に関する全国自治体アンケート調査**」（2018年3月）を実施し、日本の現状把握を行ないました。この間、横浜市、国分寺市、京都府、野田市等本ガイドブックに掲載させていただいた自治体関係者から多数の情報、知見をいただきました。自治体の皆さまからの学びは、我々調査チームにとってかけがえのないインプットとなりました。

我々がサステナビリティの観点から重視した、「ビジネスと人権」の観点についても、海外関係者、特にデンマーク人権研究所を訪問して得られた知見に多くの刺激を受けました。海外の公共調達関係者間では、国際的なビジネスと人権の議論にどのように取り組めるかが数年前から議論されていました。また、先駆的なコペンハーゲン市、デンマークのグリーン公共調達（GPP）、エシカル調達の取り組みは、我々が将来たどりつきたい姿を想起させてくれました。

2012年ロンドン五輪の調達とサステナビリティの取り組みは、後の五輪調達のサステナビリティに多大な影響を与えたが、その責任者から受けたインストラクションでは、メガスポーツイベント特有の難しさとともに、今なお継続する会場周辺のサステナビリティに配慮した街づくりが印象的でした。東京 2020 における持続可能性に配慮した調達を今後どのようにレガシーとすることができるかが問われています。

本ガイドブックでは、日本の地域の持続可能性の模索から出発し、「A. 持続可能な地域社会」「B. 責任ある事業活動」「C. 環境」「D. 法令遵守・マネジメントシステム」の4本柱に分類されたSPPに必要とされる12課題、70の取り組み項目を、企業・組織に求められるサステナビリティ基準も含めて例示しています。加えて、有識者によるコラムや自治体へのインタビューを掲載し、SPP の考え方や事例をわかりやすく提示しています。セルフチェックリストもご活用いただければと思います。執筆いただいた多数の有識者の皆さま、これまでご助言・ご協力をいただいた皆さまに感謝しつつ、このガイドブックが少しでも日本の公共調達の持続可能性にヒントを与えるものとなることを願っています。

2019年3月
一般財団法人 CSO ネットワーク

目次

はじめに	3
本ガイドブックの使い方、参考利用手順	6
A 持続可能な地域社会	
A1 地域経済への貢献	10
◆有識者コラム 「地域内循環経済と地域永続企業」 吉田 正博氏（一般社団法人永続的成長企業ネットワーク 代表理事）	12
A2 地域社会への貢献	14
○自治体インタビュー 京都府：京都府契約大綱	15
◆有識者インタビュー 「SPP の経済効果、地域内経済循環の可能性について」 影山 摩子弥教授（横浜市立大学国際総合化学群比較社会システム論）	16
A3 人権	18
◆有識者コラム 「ビジネスと人権の側面からみた日本の公共調達」 高橋 大祐氏（弁護士）	20
B 責任ある事業活動	
B1 労働	22
○自治体インタビュー 野田市：公契約条例	23
◆有識者コラム 「公共調達における外国人労働者への配慮（技能実習生含む）」 下田屋 毅氏（一般社団法人ザ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプライチェーン代表理事、Sustainavision Ltd.代表取締役）	24
B2 安全衛生	26
○自治体インタビュー 東京都：週休二日制確保、女性活躍モデル工事等	27
B3 ビジネス倫理	28
◆有識者インタビュー 「「持続可能な公共調達」の現状」 武藤 博巳教授（法政大学大学院公共政策研究科）	30

C 環境	
C1 環境マネジメント C2 気候変動 C3 資源・廃棄物・汚染管理 C4 グリーン調達	32
○自治体インタビュー 宇都宮市：もったいない運動	33
◆有識者インタビュー 「環境ラベルを活用した地域・地球環境への配慮」 藤崎隆志氏（（公財）日本環境協会 エコマーク事務局 事業推進課長）、小林弘幸氏（（公財）日本環境協会 エコマーク事務局 主任）	34
D 法令遵守・マネジメントシステム	
D1 法令遵守、納税 D2 マネジメントシステム	36
○自治体による取組み事例 「さいたま市 CSR チャレンジ企業認定制度」	37
◆コラム 「オリンピック・パラリンピック競技大会と持続可能性」 黒田かおり（一般財団法人 CSO ネットワーク 事務局長・理事）	38
提言	40
セルフチェックリスト（SAQ）	41
巻末資料	
地域貢献や社会的責任に関する自治体独自の認証制度	48
海外視察報告 EcoProcura2018	54
デンマーク出張報告	60
用語解説	64
参考文献	65
CSO ネットワーク 持続可能な公共調達に関する調査報告書	66

本ガイドブックの使い方

このガイドブックには、「持続可能な公共調達」、あるいは「社会の持続可能性を高める公共調達」（SPP）に求められる課題別の取り組み項目、地方公共団体の取り組み事例、有識者コラム、セルフチェックリスト（SAQ）、その他参考資料が含まれています。地域社会の持続可能性を高める取り組みを検討、実践しようとするとする際に、「公共調達」においてはどんな要素を考慮すべきなのか、必要に応じて参考していただきたいと考えています。

本ガイドブックの目的

- ✓ 各国の経済規模の約2割を占めるとされる公共調達が、地域社会の持続可能性の向上に貢献するために、着目すべき取り組み項目を明示すること。
- ✓ 国際的に推進されているサステナビリティの基準を踏まえつつも、日本国内の地域社会や企業の課題を十分に踏まえ、より国内の文脈に即した参考文献とすること。

SPPに求められる「取り組み項目」の選定基準は？

本ガイドブックには、地域の持続可能性に貢献する公共調達に必要な12の課題70項目がリストアップされています。それらの取り組み項目は、主に以下の考え方に基づいて選定しました。

- 国際的に広く認められたサステナビリティの基準を含むようにする
- 民間レベルにおいて、業界横断的に一定程度認識された基準を含める
- 日本の行政が参照・利用できる、一定の合理性・妥当性がある
- 日本の地域社会における持続可能性への貢献を評価対象とする
- SDGsの地域における推進に資する

本ガイドブックの「取り組み項目」策定経緯

UNEP「持続可能な公共調達グローバル・レビュー2017」等で議論されている国際的なSPP課題だけでなく、「責任あるビジネス・アライアンス（RBA）」行動規範・VAP監査マニュアル（ver6.0）、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会「持続可能性に配慮した調達コード第3版」といった最新のCSR・サステナビリティにおける基準、またCSOネットワークで2017年度に実施した自治体調査結果から、国内の政府調達・地方公共団体で展開されている価格以外の評価基準による調達や、地域貢献企業認証といった、国内の取り組み・課題等様々な要素を考慮し作成しました。（参照した基準・資料等は巻末に記載）

誰が、どんな時に使うガイドブックですか？

このガイドブックは、自治体の調達関係者のみならず、広く地域の持続可能性に関連する政策決定者や担当者、その他ステークホルダーに参考していただきたいと考えています（以下は参考例です）。

- **地方公共団体**：政策立案・企画部門担当者、調達・入札担当者、メガスポーツイベント・国際会議等における調達・入札関係者
 - 地域で使う税金を、より持続可能性を高める使い方にできないか？
 - <主な活用例>
 - ✓ 地方公共団体等が調達（入札、物品購入、業務委託、指定管理者制度等）における業者選定の際、持続可能性により配慮した制度設計や基準を盛り込む。
 - ✓ 既存の調達制度（総合評価落札方式の評価項目等）を見直す際、持続可能性の要素を評価項目に取り込む。
 - ✓ 調達で企業・組織にも求める一方、地方公共団体自ら調達以外の政策で取り組むべき項目がないか検討する。

- 地方議会関係者**

→地域経済の活性化につながる地域貢献認証の検討ができるか？予算や政策の評価ができるか？
 <主な活用例>

 - ✓ 地域の持続可能性における優先課題を踏まえた、企業認証制度を作り、優先調達する。
 - ✓ 予算や支出のチェックの際に、地域の持続可能性の観点からの政策評価をする。
- 地域の経済団体（商工会議所等）、地域金融機関**

→地域社会に貢献する企業評価や対話ができるか？
 <主な活用例>

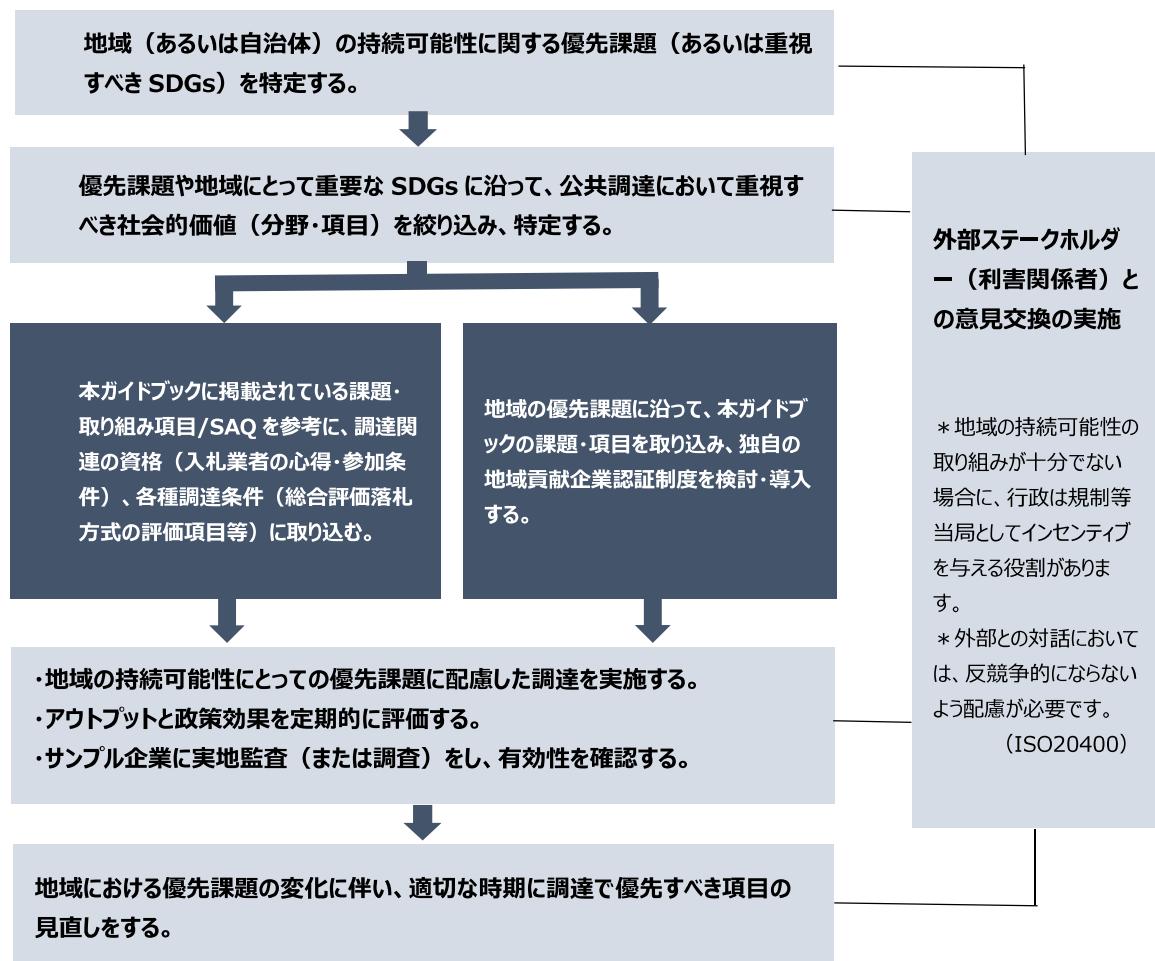
 - ✓ 業界や地域独自の持続可能性への配慮も加えた、共通の企業評価項目を作る。
- 民間企業（中小企業を含む）**

→地域課題や持続可能性に取り組みたいが、何をすればいいのか把握できないか？
 <主な活用例>

 - ✓ すべてに手をつける必要はなく、企業の特徴や強みに応じて、まずは優先課題を見つけてみる。

＜参考利用手順＞

本ガイドブックで考える、地方公共団体等にとっての参考利用手順は、以下の通りです。



取り組み項目の構成は？

SPP の取り組み項目の構成は、A.持続可能な地域社会、B.責任ある事業活動、C.環境、D.法令遵守・マネジメントシステムの 4 分野に分かれており、合計 12 課題 70 項目から成り立っています。なお、巻末のセルフチェックリスト（SAQ）については、A、B のみ作成しています。

構成	関連する SDGs
A 持続可能な地域社会 (19 項目)	
A1 地域経済への貢献 (課題 1)	
A1.1 地域の雇用	SDG 8, 12
A1.2 高齢化対策	SDG 1, 2, 11
A1.3 雇用における包摂性への配慮	SDG 8, 10
A1.4 地域產品の積極的な活用	SDG 12
A2 地域社会への貢献 (課題 2)	
A2.1 防災協力	SDG 11, 13
A2.2 子育て支援、少子化対策	SDG 5
A2.3 ワークライフバランス	SDG 8
A2.4 環境美化活動	SDG 11
A2.5 地域社会との連携・協働	SDG 17
A3 人権 (課題 3)	
A3.1 国際的な人権基準の遵守	SDG 10, 4
A3.2 人権デューデリジェンス	-
A3.3 差別の排除	SDG 5, 10
A3.4 ハラスマント防止	SDG 11, 16
A3.5 女性の権利	SDG 1, 3, 4, 5, 8
A3.6 地域住民の権利	SDG 1, 2, 4, 11
A3.7 障害者の権利	SDG 1, 4, 8, 10, 11, 16
A3.8 子どもの権利	SDG 1, 2, 3, 4, 11, 16
A3.9 ダイバーシティ・インクルージョン	SDG 8, 10, 11
A3.10 苦情処理メカニズム・救済へのアクセス	-
B. 責任ある事業活動 (28 項目)	
B1. 労働 (課題 4)	
B1.1 強制労働	SDG 5, 8
B1.2 児童労働	SDG 4, 8
B1.3 差別	SDG 5, 8, 10
B1.4 労働時間	SDG 8
B1.5 報酬・福利厚生	SDG 8, 10
B1.6 女性の働きやすさ	SDG 4, 5, 8, 11
B1.7 若年労働者・妊娠婦労働者への配慮	SDG 4, 5, 8
B1.8 結社の自由	SDG 8, 16
B1.9 外国人労働者（技能実習生含む）	SDG 8, 10
B2. 安全衛生 (課題 5)	
B2.1 職務上の安全	SDG 8
B2.2 緊急時の備え（緊急対策計画、避難訓練等）	SDG 8, 11, 13
B2.3 労働災害・疾病	SDG 3, 8
B2.4 産業衛生	SDG 8
B2.5 身体に負荷のかかる作業への配慮	SDG 8
B2.6 危険労働に対する配慮（若年、女性、妊娠婦労働者）	SDG 8
B2.7 機械等の安全対策	SDG 8
B2.8 衛生設備（トイレ、食堂、住居等）	SDG 8, 11

B2.9 安全衛生に関するコミュニケーション	SDG 8
B2.10 安全衛生に関する認証取得（OHSAS18001、ISO45001）	SDG 8
B3. ビジネス倫理（課題6）	
B3.1 ビジネス倫理方針	SDG 16
B3.2 適切な利益の排除	SDG 16
B3.3 公正な取引慣行	-
B3.4 情報開示	SDG 12
B3.5 知的財産	SDG 3, 17
B3.6 責任あるマーケティング	SDG 4, 12
B3.7 内部告発における報復の排除	SDG 8
B3.8 責任ある資源調達（紛争鉱物）	SDG 8, 16
B3.9 プライバシー・個人情報保護	-
C. 環境（13項目）	
C1. 環境マネジメント（課題7）	
C1.1 環境許可・法規制・報告義務の遵守	SDG 11, 12
C1.2 環境マネジメント体制	SDG 11, 12
C2. 気候変動（課題8）	
C2.1 CO2、温暖化ガスの排出削減	SDG 7, 13
C2.2 省エネルギー	SDG 7, 13
C2.3 低炭素・脱炭素エネルギー利用	SDG 7, 13
C2.4 情報開示	SDG 7, 12, 13
C3. 資源・廃棄物・汚染管理（課題9）	
C3.1 省資源化	SDG 12, 6
C3.2 大気・水・土壤等の汚染防止	SDG 3, 6
C3.3 騒音・振動	SDG 3
C3.4 化学物質管理	SDG 3, 12
C3.5 廃棄物管理・3R	SDG 11, 12
C3.6 プラスティック廃棄物	SDG 12, 14
C4. グリーン調達（課題10）	
C4.1 グリーン調達の推進	SDG 12, 13
D. 法令遵守・マネジメントシステム（10項目）	
D1. 法令遵守・納税（課題11）	
D1.1 法令遵守	SDG 16
D1.2 納税・社会保険	SDG 10, 17
D2. マネジメントシステム（課題12）	
D2.1 コミットメント	-
D2.2 遵守体制	-
D2.3 社内普及・研修	-
D2.4 サプライヤー管理	-
D2.5 リスク評価・管理	-
D2.6 通報制度・苦情処理メカニズム	-
D2.7 監査・評価・是正措置	-
D2.8 文書化・記録	-

SDGsとの関係

SPPは、SDG12「持続可能な生産と消費」、ターゲット 12.7「国内の政策や優先事項にしたがって持続可能な公共調達の慣行を促進する」に該当しますが、分野横断的な目標達成へのインパクトをもたらす政策手段として活用することが重要です。どの目標にインパクトをもたらせるかは調達における運用次第と言えます。



A. 持続可能な地域社会

A.持続可能な地域社会は、地域経済への貢献（A1）、地域社会への貢献（A2）、人権（A3）で構成されています。

A1. 地域経済への貢献

<概説>

- ✓ 地域経済の持続的な発展のためには、地域に根を張る企業・事業者の成長と発展が不可欠です。同時に、地域の中で繰り返しお金を使う仕組み「地域内再投資力」をつくりだすことも重要とされています。地域内の投資は、地域の中の雇用や、原材料・部品・サービス等の調達を生み、地域における生産の拡大や、地域の人々の生活の維持につながります。地域内の生産の過程で更に地域内への投資が行なわれ、消費も地域内での規模が増加することにより、更なる地域における生産の拡大が生起され、より多くの地域の人々の生活の向上につながっていきます。このように、地域内の投資の再生回数を増大させることによって、地域の経済の持続的な発展が可能になると考えられます。
- ✓ 「地域内再投資力」を強化するには、地域内の経済循環の形成が重要になります。地域内経済循環には、地域内事業者のネットワーク化、すなわち、地域内産業連関の構築が重要です。地域内の産業連関は、地域資源を活用し、地域産業を巻き込む形で、行政または民間主導により構築されることが期待されています。

(参考：岡田知弘(2005)『地域づくりの経済学入門～地域内再投資力論』自治体研究社)

A1 地域経済への貢献_取り組み項目例

A1.1 地域の雇用

地域経済の活性化及び地域内の経済循環の強化を目的に、地域に住む人々の雇用を維持・拡大することが期待されている。自治体は、透明性の確保を図るために、地元業者優先の目的や基準等を定め公表することが望ましい。（参考：川田順（2016）「政策としての公共調達に関する一考察」）

A1.2 高齢化対策

「高年齢者の雇用の安定等に関する法律(高年齢者雇用安定法)」により、すべての事業主は、①65歳以上への定年引上げ ②65歳以上の継続雇用制度の導入 ③定年の定めの廃止、のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じること。（出典：（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構「65歳超雇用推進事例集」）

A1.3 雇用における包摂性への配慮

地域社会の包摂性を強化し、地域の持続可能性を高めるために、地域に暮らす障害者をはじめ、生きづらさを抱える若者、保護観察対象者、児童養護施設等退所者等、社会的に弱い立場に置かれがちな人びとを積極的に雇用することが期待される。

（参考：（一財）CSO ネットワーク(2018)「報告書：公共調達・公契約条例と地域の持続可能性に関する全国自治体アンケート調査結果」）

A1.4 地域產品の積極的な活用

「地域内再投資力」を高めるとともに、地域内の経済循環の形成を促進するために、事業者は、工事や役務等に使用する資材や物品等については、地域内で生産されるものを優先的に利用することが期待される。

（参考：岡田知弘(2005)『地域づくりの経済学入門～地域内再投資力論』自治体研究社、（一財）CSO ネットワーク(2018)「報告書：公共調達・公契約条例と地域の持続可能性に関する全国自治体アンケート調査結果」）

全国自治体アンケート回答から

CSO ネットワークが 2018 年 2~3 月に実施した「報告書：公共調達・公契約条例と地域の持続可能性に関する全国自治体アンケート調査結果」より、地域経済への貢献に関する自治体の取り組みについて、自治体の皆様的回答をもとにご紹介します。

■ 地域企業への優先発注および地域産品使用の評価・推奨

宮崎県：「県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針(平成 26 年 2 月)」により、県の公共調達に関する統一的な方針を定め、県内企業への優先発注や県産品の優先使用を推進するとともに、年度ごとの取組実績の調査を実施している。

徳島県：「県内企業優先発注及び県内産資材の優先使用のための実施指針」を策定しており、県内企業では対応できない場合、または県内企業のみでは競争性を確保できない場合を除き、原則として県内企業への発注を推進しており、数値目標として、県内企業への優先発注率を件数、金額ともに 90%以上に設定している。

山口県：「山口県ふるさと産業振興条例」の趣旨を踏まえ、建設工事等における取組受注者に対し、施工に要する資材の調達等にあたっては、県内産資材を購入し、下請負に付す場合は、県内建設業者を活用するよう指示している。

千葉県：建設工事の一般競争入札に係る総合評価方式では、中小企業優先調達ではないが工事の主要材料への県産品の活用を評価項目としている。

新宿区：平成 11 年から「小規模工事受注希望業者受付要領」に基づき、区内の建設工事等請負業者で、建設業法に定める建設業許可を受けていない等により建設工事等競争入札参加資格の審査申込ができない事業者を対象に、区の発注する小規模工事の受注を希望する事業者を受け付け、それらを基に「小規模工事受注希望者登録名簿」を作成し、区の小規模工事発注の際の参考資料としている。

*その他、北海道、新潟県、山梨県、長野県、滋賀県、大阪府、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、香川県、愛媛県、佐賀県、長崎県、青森市、盛岡市、仙台市、水戸市、千葉市、横浜市、相模原市、岐阜市、大阪市、堺市、徳島市、高松市、福岡市、長崎市、鹿児島市、草加市、加西市から地域内優先調達や地域産品使用の評価・推奨に関する取り組みをご紹介いただきました。



県産材の利用促進に関する
滋賀県 HP より

■ 新商品開発や販路拡大支援

鳥取県：「バックアップ型トライアル発注制度」にて県内に事業所を有する中小企業等が開発した、物品、ソフトウェア、技術について、選定基準を満たしたものトライアル発注製品として最長 24 ヶ月間、名簿に登録し、県の機関に周知を図る。その間に県の機関より購入希望があった場合、予算の範囲内で発注し、一定期間経過後、製品等に関する評価を当該企業にフィードバックするもの。（発注額 100 万円以内）

*その他、青森県、群馬県、香川県、佐賀県から、新商品開発やその販路拡大支援の取り組みをご紹介いただきました。

有識者コラム

地域内循環経済と地域永続企業

吉田 正博氏（一般社団法人永続的成長企業ネットワーク 代表理事）



地域経済を創る「地域内循環経済」の主役

今、呼ばれている地域の衰退は人口減少だけではない。地域経済の柱となっている地域企業が大幅に減少している。2014 年の「経済センサス」によると、2006 年の事業所・企業統計調査の事業所数 587 万社が、381 万社に。この 10 年間に 200 万社が消えている。その内訳をよくよく見ると、大企業は 1 万社だったのが 1.1 万社になり、1000 社ほど増えている。また中小企業も、小規模企業(従業員数が製造業で 20 人以下、商業・サービス業で 5 人以下)を除く中企業は、55 万社だったのが 55.7 万社になっている。これもまた増えている。では、200 万社も減っているのはどこなのか。そう小規模企業。小規模企業は 531 万社あったものが、なんと 325 万社に減っている。

つまり、10 年間で我が国の企業数が 200 万社近く減ったが、その大半が小規模企業なのだ。地域に密着し、地域と共生関係にあるともいわれている地域企業である小規模企業のうち、4 割を超す企業が消えた。これは何を意味するのか。200 万社が消えたということは、共生関係をベースとした地域にとって最も大切な企業が消えたということと同義だ。つまり、「地域の衰退」を地域経済(企業)活動の面から見た流れのひとつなのである。

地域企業の中心に位置する小規模企業は、従業員、取引先、顧客など企業活動の多くは、その企業が立地している地域に依存している。経営者も従業員もお客様もみんな地域に住み、関わっている人たちなのである。だから、もともと共生関係にある。

この地域企業の存続・継続は地域経済、つまり持続可能な地域を目指す地域内循環経済に不可欠であり、地域企業の永続が最も重要となっている。

地域企業の「三方良し」が教える C S R の大切さ

企業を考える場合、企業の社会的責任（CSR）という考えが、長期的に見れば企業が永続する倫理や文化を保持し、存続するための仕組みだと理解できる。

欧米での CSR の動きは、日本にはすでに古くから企業経営において語られ、伝えられてきた思想である。江戸時代の近江商人の家訓「売り手良し、買い手良し、世間良し」の「三方良し」をはじめ、住友家の家訓「浮利を追わず」や明治時代の渋沢栄一の「右手に算盤、左手に論語」という思想は現代にも通じるものなのである。

こうした思想（家訓）は、まさに日本型 CSR が存在しているといえる。わが国の歴史 100 年超の長寿企業（その 7 割以上が従業員 20 人以下の小規模企業）の多さを見れば、それは欧米の企業にとって、学ぶことの多い深みのある内容だと思う。

私が横浜で始めた、地域に基準をおく「地域を愛し、地域に愛される企業」を目指した「横浜型地域貢献企

業認定制度」は日本型 CSR を基に地域企業政策として生み出した。この制度は、「地域」という視点を持ち、地域に愛され地域とともに成長する、地域に根ざした企業が行う社会的責任活動を評価し認証するもの。横浜市内のすべての企業を対象に認定を行う地域性を重視した、行政(横浜市)が積極的に支援する事業である。

この地域経済政策は、従来の国が進める全国一律の中小企業政策から、地域独自の自治体が地域経済政策として取り組むわが国で初めての中小企業政策。「地域を愛し、地域に愛される企業を目指す」、地域という切り口の政策がポイントとなってくる。これは、国が進めてきた中小企業政策を、地域の視点から地域経済政策として再構築し、まず住民の幸せを追求し、住民の雇用を前提とした政策を立案したものである。

地域から考える企業、「三方良し」から「五方良し」へ

地域から企業の永続を考えると、それは「三方良し」に企業の永続の意味を込めた、「五方良し」といった内容で説明できるのではないか。この「五方良し」は「三方良し」の「売り手良し、買い手良し、世間良し(地域あるいは社会)」に、環境は未来世代からの借りものと考える環境に優しい企業経営としての「地球良し」、時を越えた変化に対応する未来を見すえた「未来(変化)良し」を加えて、「売り手良し、買い手良し、世間(地域あるいは社会)良し、地球良し、未来(変化)良し」の「五方良し」へ進むことが、企業と地域の永続繁栄につながり、持続可能な地域内循環経済に進んでいくのである。

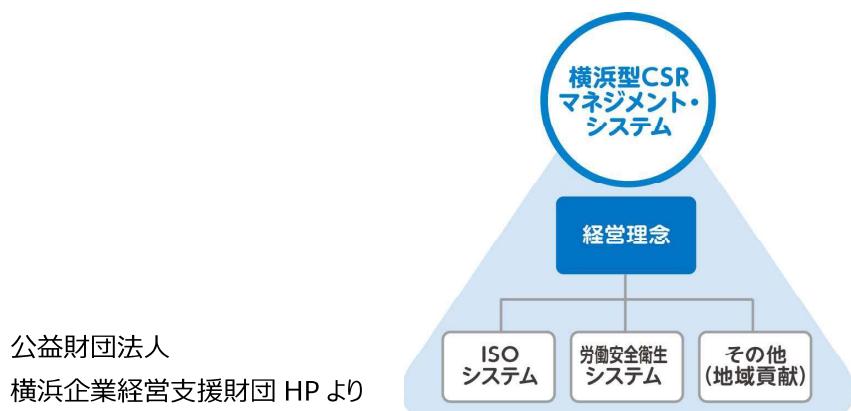
そして、鍵となる言葉は愛。企業が永続するには、基本となるのは「地域を愛する」ことから始まる。そして、地域企業が、地域に「愛され、必要とされ、誇りに」思われることにより、時代・歴史をつくり、永続していく。

また企業が地域で永続するにはエネルギーが必要である。それこそが愛。愛とは尊敬、謙虚と感謝のエネルギー。つまり、永続するという存在は、究極の愛、無償の愛といえる。「地域を愛する」つまり「地域愛」は、企業を永続させ、進化(変化)することの源なのだ。

時代の流れは、地域、そして日本。時代が導く資本主義の進む方向は、欧米型の強欲資本主義から日本型の公益資本主義を経て、永続型の地域循環資本主義へ向かっている。

地域の一人一人が自分の使命を天命と認識し、地域で永続する企業で、一生を大切にされ、老いても元気で働ける。温かい地域社会で「愛」を基盤とした、一人一人が「いるだけで」「存在するだけで」幸せに感じる持続可能な地域経済。その中心を為すのが「地域永続企業」なのだ。そうした企業による「五方良し」の経営が、地域と、地域経済を救い、日本経済を支え、地球・世界の平和へつなげていく。未来は地域にしかないのでしれない。

地域の永続繁栄には、主役となる地域永続企業が必要不可欠なのである。





A2. 地域社会への貢献

<概説>

- ✓ 地域社会の持続可能性を支える地域経済の原動力は、その地域に根を下ろし、地域とともに成長し、永続している企業です。企業及び事業所は、地域社会を意識し、地域貢献の視点をもって活動することで、地域から必要とされる存在となり、時代に則した役割を果たしていくことが期待されます。
- ✓ 地域のニーズや課題の解決に取り組むことで地域社会に貢献しようとする事業所を、行政が、公共調達を通じて評価し、その取り組みを促進することにより、地域の持続可能性が高まることが期待されます。
- ✓ 地域ごとに異なる様々な地域のニーズや課題を把握し取り組みへつなげるために、事業所には、地域住民や行政との連携や協働が期待されています。地域の中の民と官と地域住民との連携が進むことで、地域コミュニティの醸成が期待されます。

(参考：吉田正博（2015）『「消えない都市」の条件』)

A2 地域社会への貢献_取り組み項目例

A2.1 防災協力

事業所の持つ資源や特性を生かし、組織力を活用した地域活動への参加、防災ボランティアや防災、市民組織等との協力など地域社会の安全性向上対策に努めることが求められている。

(参考：東京都「地域防災計画大規模事故編 第5章 地域防災力の向上 第3節 事業所防災体制の強化」)

A2.2 子育て支援、少子化対策

子育てや介護をしながら働き続けられるよう、仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりを推進することが求められている。

(出典：厚生労働省 ウェブサイト「職場における子育て支援」)

A2.3 ワークライフバランス

多様な人材が活躍し、家庭や地域においても人生の各段階に応じた多様な生き方を選択できるよう、仕事と生活との調和（ワークライフバランス）の促進に積極的に取り組むことが求められている。

(参考：内閣府 男女共同参画局「仕事と生活の調和」推進サイト「仕事と生活の調和連携推進・評価部会報告書～公共調達においてワークライフバランス等を推進する企業をより幅広く評価する枠組みについて～」)

A2.4 環境美化活動

美しいまちを将来の世代へ引き継ぐために、地域内の環境に関心を持ち、地域で力を合わせて環境美化に取り組むことが求められている。（参考：岡山市「環境美化分野の活動」）

A2.5 地域社会との連携・協働

地域と企業が信頼とネットワークで結ばれることにより、豊かな市民生活の実現が可能となる。事業所は、地域づくりに重要な役割を果たし、地域を活性化することにより、地域とともに成長発展していくことが期待されている。

(参考：横浜市「横浜型地域貢献企業支援事業」、宇都宮 CSR 推進協議会「宇都宮まちづくり貢献企業認証制度」)

自治体インタビュー



京都府庁

■ 京都府公契約大綱について

京都府では、平成 24 年に制定された「公契約大綱」において、「公正な競争」「地域経済の活性化」「府民の安心・安全の確保」を公契約の基本理念として掲げている。

具体的な運用としては、一般競争入札を基本としつつ、総合評価競争入札の加点項目に、地域経済への配慮を盛り込み、物品の調達において、府内中小企業からの調達、グリーン入札、地域貢献企業からの調達といった制度を施行している。

京都府が「公契約大綱」を策定した背景には、平成 10 年代に頻発した公共工事をめぐる贈収賄事件や、それへの対応としてなされた全国知事会等による公共工事入札における不正排除の動き、そして全国の自治体による公共調達入札制度改革の過程で発生した過度な競争によるダンピング等による混乱があった。

公共調達は、大きく、建設工事、役務、物品調達に分けられるが、京都府の「公契約大綱」は、主として建設工事の調達方針を整備する目的でつくられ、価格、競争性の確保、優良業者の評価と不良・不適格業者の排除、地域経済の活性化等々、様々な価値のバランスをとる形でまとめられた。

■ 地域の安心・安全への貢献

地域の建設業者は、災害時にはいち早く現場に駆けつけ、復旧工事に汗を流してくれる「地域の安心・安全の担い手」である。しかし、建設業界の労働条件は厳しく、人手不足は深刻な問題となっている。地元建設業界への若者の入職促進や働き手の育成は、「地域の安心・安全」の観点から非常に重要な課題であり、公共工事の地元業者への発注などを通じてこの課題の解決に資することが、京都府「公契約大綱」の趣旨の一つくなっている。

「公契約大綱」に基づいた、このような調達が、地域経済の活性化にどの程度寄与しているかを具体的に示すことは難しい。京都府の建設工事は概ね 600 億円程度と市場全体に占める割合は小さいため、地域経済へのインパクトはそれほど大きくないかもしれないが、土木工事については、市場の 8 割が公共工事によるものと言われており、ある程度の効果はあるものと考えている。地域内調達を始めとする公契約大綱に基づく様々な取り組みの社会的インパクトを定量的に説明できていないことは課題なのかもしれない。

民間企業の場合は、信頼できる特定の業者と事業を進めていくと思われるが、行政の場合は、公平性の観点や「地域の安心・安全」の観点から、同じ業者に過度に発注が集中しないような配慮や、地域内で安心・安全を支える事業者への配慮などが必要になる。地域の様々な課題と行政に求められる役割のバランスをとりながら事業を進めることになる。

京都府北部などの人口減少・高齢化などが進む地域では、災害対応や除雪など地域の安心・安全の担い手として建設業者にかかる負担は重くなり、その維持・育成は大きな課題となっている。これからも「公契約大綱」に基づき取り組みを進めて行くことが重要である。

(2018 年 6 月 19 日 京都府総務部入札課公契約改革担当課長
へのインタビューより)



京都府 HP より

有識者インタビュー

SPP の経済効果、地域内経済循環の可能性について

影山 摩子弥 教授（横浜市立大学国際総合化学群比較社会システム論）



SPP の経済効果について

横浜市などに提出した調査報告書「『横浜市中小企業振興基本条例』制定による市の調達および経済への影響について」では、公共調達の経済効果を分析した。横浜市中小企業振興基本条例はリーマンショック後の平成 22 年に議員立法で成立したが、横浜市の GDP はかなり大きいので、中小企業優先発注の GDP への影響はうかがえなかった。また、金額で 8 割以上を占める工事について、中小企業への発注が占める割合を件数と金額で見た場合、条例が制定された平成 22 年以降と平成 21 年以前では有意差はなかった。しかし、リーマンショックへの対応のため、横浜市は、平成 20 年から平成 21 年にかけて中小企業への工事発注を件数で 4.7%、金額で 8.7% 増やし、工事発注全体に占める割合では、件数で 2 ポイント、金額で 12 ポイント増加させた。その後、その傾向が続く点は条例の影響も考えられる。その結果、平成 20 年以前と平成 21 年以降の調達全体に占める中小企業調達分では、有意な差が確認できた。このような比率はある程度調整される傾向があるため、横浜市の方針がうかがえると言える。

地域内経済循環の可能性について

地域循環や地域志向は重要であるが、厳しいグローバルな自由競争を排除すべく、地域経済の閉鎖的な循環を構築するという対立構造を描くのは時代にそぐわないように思われる。グローバル化を排除した閉鎖経済を構築したとしても、産業構造が変化する中、公共工事のトリクルダウンは期待していく。さらに、消費性向は貧困者の方が大きいが、経済状態の見通しがなく子供たちの将来の希望がない中ではお金は使えない。そこに一時的にお金を配っても意味がない。地域循環は一つのアプローチだが、社会全体を視野に収めた考察が必要である。なお、循環型経済にするには道州制にすればいいという話もあるが、規模が大きければ経済がある程度完結するという趣旨であると理解するものの、それでも限定的ではないかと思われる。

他方、地域循環の意義が増している。企業では BCP の取り組みが進んでいるが、役所はリスクマネジメントとして防災を総合評価に加えている。災害時に利用できる地域の自動販売機や、企業との防災協定も増えている。最近ではキャタピラー社が横浜市に本社を移転したが、災害時に重機を提供してくれることもありうる。エネルギーの点では、自治体や市民が電力会社に支払うお金は地域から出て行っていることになる。こうした金額を可視化すれば、地域での再生可能エネルギーを創出する意義を理解しやすい。

グローバル化は市場経済の進展を意味するが、市場経済は合理主義であり、理性主義のシステムである。理性は一般性、普遍性を特徴とする。一方、人間の行動には制約がある。例えば人が耐えられる通勤時間は 30-40 分がせいぜいという総務省の調査報告があり、それが生活圏を規定している可能性がある。それがかつては感性主義を軸とする共同体を形成した。感性主義に基づく共同体と理性主義に基づく市場は相入れない

ものであり、ローカリズムとグローバリズムはぶつかる傾向が生ずる。

しかし、現代は、理性主義の成果に基づいた感性主義が展開を示しており、対立を乗り越える面もある。例えば、リビングラボでは、消費者と企業が同じテーブルで議論をしつつ商品開発をするなどがみられる。つまり、現代は、消費者自身が自分のニーズを把握できており、従来のマーケティングが通用しなくなっている。しかも、セグメント化した市場では、個別の対応が必要となる。そこで、企業は地域の人々に寄り添い、感性に基づくニーズを引き出そうとするわけである。ただ、企業の製品は地域外で製造される。つまり、地域が必要とするものを地域内だけでは調達できないので、域外からも買わざるを得ないのである。地域は、自律性を持ちながらも相互に支え合わないといけない。ローカル化とグローバル化も同じような共存関係を見出さざるを得ないのではないか。

地域貢献企業認証の普及、将来性について

地域循環を考える場合、地域に貢献する企業を見極め、地域に貢献するから地域に支持されるという構図を作る必要がある。横浜にはそのために地域貢献企業認定制度がある。しかし、企業や消費者がどれだけ CSR 調達・購入を行っているのか。横浜市の公共調達は GDP の 1%に過ぎない。残りの 99% でこの制度が使われなければ意味がない。環境対応製品もエシカル商品も必ずしも売れるとは限らないところに課題がある。この背景には、日本の市民社会の未熟さがあるように思われる。

年功序列、終身雇用、企業内労働組合を特徴とする日本の経営は、擬似共同体を作るシステムである。官僚・政治・経済界および政治・企業・労働組合の共同体的連携や、地域には自治会という共同体が見られた。系列の下、中小企業と大企業は、御恩と奉公の関係を形成した。そういう共同体システムにあっては、全般的奴隸制と言われる状況が生じ、人々は目先のことを中心に集中し、市民社会の主役としての行動を自ら抑制したり、制度的に制約されたりする。日本でエシカル消費が進展しにくいのは、このような背景の下で「システムイメージ」が持てず、市民としての行動が制約されるからではないか。さらに言えば、日本の経営は、妻が主婦になることによって、男性を会社人間にするモデルである。それが完全に払しょくされない中、今の女性活躍推進は、女性を人手不足の解消策としてしか見ておらず、ワークライフバランスもうわべだけになっている印象がある。しかし、若い人を見ていると、共同体意識からの脱却もうかがえる。

横浜型の地域貢献企業認定制度に話を戻せば、入札においてインセンティブ発注になるので、企業は加点されるために認証を取ろうということになりがちである。横浜市の外郭団体である公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC）と委託された審査員が厳しく審査しているが、自発的に CSR に取り組む姿勢が見られないケースもあり、他の企業の審査書類をコピーしている企業すらある。SDGs についても同様で、SDG ウォッシュという批判もあるように、残念なケースも少なくない。

インタビュー日：2018 年 8 月 3 日（金）
場所：横浜市立大学研究棟（金沢八景）



A3. 人権

<概説>

- ✓ 人権への配慮が適切になされているかを見分けることは、簡単ではありません。しかし、ここに掲げられた各項目に関する方針が十分あるか、直接的・間接的な人権侵害に加担するリスクを特定し、対処するデューデリジェンスを実施しているか等、確認する手段はあります。
- ✓ 日本社会においては、差別（部落差別等）や各種ハラスメントの防止は大きな課題ですが、そうした人権侵害があった際に、当事者が不利益を被ることなく通報できる仕組みも重要です。国連ビジネスと人権指導原則では、このような適切な救済措置へのアクセスがあるかも重視され、東京 2020 組織委員会でも専用窓口が設置されています。
- ✓ 女性、地域住民、障害者、子ども等の人権に配慮されているか、そしてダイバーシティ・インクルージョンへの取り組みがなされているかも人権上の重要課題であり、公共調達においても十分確認することが期待されます。

A3 人権_取り組み項目例

A3.1 國際的な人権基準の遵守

人権に関する国際的な条約・基準を遵守・尊重する。

A3.2 人権デューデリジェンス

直接的に人権侵害を行わないよう、あるいは間接的に人権侵害に加担しないよう、リスクを特定し、必要な対処をする、人権デューデリジェンスを行う。

A.3.3 差別の排除

調達物品等の製造・流通を含む、あらゆる事業プロセスにおいて、いかなる差別も排除する。

A.3.4 ハラスメント防止

組織の内外の関係者へのセクシャル・ハラスメント、パワーハラスメント等を防止するための必要な施策を実施する。

A3.5 女性の権利

女性の権利を尊重するとともに、ジェンダー平等を推進する。

A3.6 地域住民の権利

地域住民の権利を尊重し、財産権、土地所有権、環境権などの基本的権利を直接的・間接的に侵害しないよう配慮する。

A3. 7 障害者の権利

障害をもつ人びとの権利を尊重し、その経済的・社会的活動への参加を支援するため、障害者の雇用

促進や職場環境のバリアフリー化、障害者授産製品の使用等に配慮する。

A3.8 子どもの権利

子どもの権利を尊重し、その健全な育成を支援するため、児童労働の禁止のほか、子ども向け製品・サービスの提供の際の安全性の確保や子どもを世話する親・保護者への支援等に配慮する。

A.3.9 ダイバーシティ・インクルージョン

民族的・文化的少数者、性的少数者（LGBT 等）、移住労働者といった社会的少数者（マイノリティ）の人々の権利を、他の人々と同様に尊重し、それぞれの特性に応じたプライバシー保護にも配慮しつつ、これらの人々が平等な経済的・社会的権利を享受できるよう配慮する。

A.3.10 苦情処理メカニズム・救済へのアクセス

人権侵害が発生した場合、当事者が不利益を被ることなく匿名で通報できる窓口と苦情処理メカニズムを通じて、侵害された人権が救済されるようにする。

* * *

用語解説：人権デューデリジェンスとは？

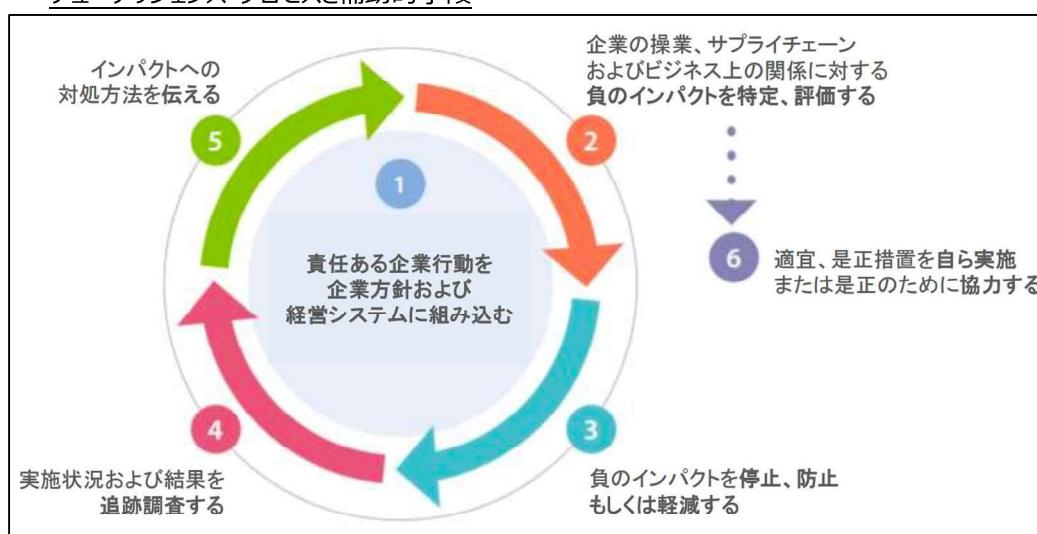
デュー・ディリジェンスの本来の意味は、「（負の影響を回避・軽減するために）その立場に相当な注意を払う行為又は努力」といった意味である。（国連ビジネスと人権）指導原則では、この「デュー・ディリジェンス」は、「企業の役職員がその立場に相当な注意を払うための意思決定や管理の仕組みやプログラム」であり、経営責任の有無の判断基準を提供することにあるとされ、これはすなわち「人権リスクに関する内部統制」である。

（「人権デュー・ディリジェンスのためのガイダンス(手引)」（日本弁護士連合会、2015年1月より）

参考「OECD 責任ある企業行動のためのデューデリジェンス・ガイダンス」（2018年）

OECD が提起している最新のガイダンスでは、以下のようなサイクルが企業に求められています。

デューデリジェンス・プロセスと補助的手段



（出典：OECD）

有識者コラム

「ビジネスと人権の側面からみた日本の公共調達」

高橋 大祐氏（弁護士）



ビジネスと人権指導原則

「ビジネスと人権」がどのように公共調達に影響を与えているのか。2011 年に国連で承認されたビジネスと人権指導原則は、政府に対し公共調達における人権尊重を要求するとともに（原則 6）、企業に対してもサプライチェーンを通じた人権尊重を要求しており（原則 13）、持続可能な公共調達を推進する原動力となっている。指導原則を契機に、欧州諸国を中心に、サプライチェーンの管理に関するルール化や公共調達における持続可能性基準の導入が進展されている。日本でも、東京 2020 組織委員会が、指導原則をふまえ「持続可能性に配慮した調達コード」を採択・運用している。

ビジネスと人権に関する国別行動計画（NAP）

日本政府は 2020 年東京五輪開催までに「ビジネスと人権に関する国別行動計画：National Action Plan、以下 NAP」を策定することを予定しているところ、NAP においても公共調達における人権尊重は重要な課題の一つとなることが予想される。実際、政府は、NAP 策定のためのベースラインスタディにおいて「公共調達」を重要テーマとして位置付け、ステークホルダー関係者と意見交換を行った。曰弁連も、公共調達への人権基準の導入を NAP 優先事項として位置付けている。経団連も、地方公共団体への取組拡大なども含め、公共調達における持続可能性配慮に賛同する立場をとっている。

公共調達における人権尊重の影響

公共調達における人権尊重、持続可能性配慮が、社会や企業にどのような影響をもたらすか。自分の弁護士として経験においては、公共調達に暴力団排除条項が導入されたことが反社会的勢力の排除に大きく貢献したことが、成功例として印象深い。また、近年、大手広告代理店が、若年女性労働者の過労自殺を契機として労働基準法違反により摘発された結果、公共調達における入札参加資格の停止措置が取られたことも記憶に新しい。このように公共調達における人権基準の強化は、企業の人権尊重の取組を行う強い動機付けともなり得る。

日本の公共調達の課題と提言

とはいって、日本の公共調達は、人権尊重を含む持続可能性配慮において、様々な課題に直面している。包括的な持続可能性に関する調達基準が存在していないし、特にリスクの高い分野の基準が不十分である。サプライチェーンを通じた基準遵守も十分に要請されていない。中小企業での取組も課題となっている。基準違反の場合も苦情処理メカニズムも未整備である。東京 2020 調達コードに関しても、今後公

共調達全体にどのように反映させて行くのかフォローアップが不透明である。

以上のような課題を克服し、持続可能な公共調達を推進するためには以下のような方向性と工夫が考えられる。

1. 公共調達基準に人権尊重を含む持続可能性基準を組み込み、遵守・開示を要求する。
2. 特にリスクの高い分野・物品については厳格かつ詳細な調達基準を設ける。
3. 調達先企業にサプライチェーンを通じた調達基準の遵守の働きかけを要請する。
4. 中小企業を含む調達先企業の能力強化のためにツール・研修・相談窓口を提供する。
5. 国・地方公共団体その他公共機関の公共調達担当官の能力強化を図る。
6. 調達基準不遵守の場合の苦情処理メカニズムを整備する。
7. 日本企業の実務や既存の法制度に整合した基準を設定する。地方公共団体の理解・浸透を得る観点から、持続可能な地域の活性化に資する基準も取り込む。
8. 米国連邦調達規則、EU 公共調達指令、東京五輪調達コードといった国内外の公共調達ルールからの教訓や課題を参考にする。

1 に関して、公共調達基準に持続可能性の基準を組み込む方法には、様々な選択肢がある。入札参加資格やその排除・停止事由とするのみならず、総合評価方式での加点、契約履行の条件とするなど、様々な方法が考えられる。

2 に関して、強制労働・児童労働、紛争鉱物、不正採取原料の使用などは、人権に対する負の影響が大きい分野として認識され規制が導入される傾向にあるため、より厳格かつ詳細な調達基準を検討することが期待される。日本では特に、技能実習生・移民労働者、長時間労働の問題などが重大な人権リスクとして認識されており、厳格かつ詳細な調達基準を設定することが期待される

7 に関して、地方公共団体においても持続可能な公共調達に関する理解を得るために、地域に貢献する企業を優遇する調達する基準を設定することが有益。ただし、企業間の公平性の確保や WTO 政府調達協定（GPA）の違反回避の観点からは、地域の活性化がいかに人権尊重、持続可能性配慮に資するのか整理を行うと共に、これを客観的に評価するツールが必要であり、CSO ネットワークが発表するガイダンスがその一助となりうることを期待している。

(2018 年 11 月 8 日 第 4 回持続可能な公共調達（SPP）フォーラム開催報告より)



B. 責任ある事業活動

B. 責任ある事業活動は、労働（B1）、安全衛生（B2）、ビジネス倫理（B3）で構成されています。

B1. 労働

<概説>

- ✓ 「労働」分野では、強制・児童労働、差別などの人権問題が、日本人の労働者に対してだけではなく、外国人労働者（技能実習生含む）に対しても配慮が求められており、世界的にも労働問題に厳しい目が向けられています。
- ✓ 特に日本では長時間労働の削減、女性の働きやすさが大きな課題と言われています。

B1 労働_取り組み項目例

B1.1 強制労働

あらゆる種類の強制労働（債務労働含む）、人身取引や現代奴隸による労働力を用いていないこと。また労働者の移動の自由などの基本的自由に不当な制約をしていないこと。

B1.2 児童労働

最低就業年齢（日本では16歳）に満たない児童を労働力に用いていないこと。

B1.3 差別

雇用および職業上のあらゆる差別をしていないこと。

B1.4 労働時間

法令で定める労働時間を超えておらず、残業時間を含めて週60時間を超えていないこと。また、7日間に1日以上の休日を与え、有給休暇を適切に取得・消化させていること。

B1.5 報酬・福利厚生

賃金は法令の最低賃金を下回っておらず、適切に計算され、罰金等の不当な減額が行われず、遅滞なく支払われていること。また、労働者の福利厚生（宗教上の配慮を含む）について適切な便益が図られていること。

B1.6 女性の働きやすさ

女性の労働者が働きやすいよう、職場環境や業務内容について適切な配慮がなされていること。公的な認証（えるぼし、くるみん等）を取得していること。

B1.7 若年労働者・妊娠婦労働者への配慮

18歳未満の若年労働者、妊娠婦労働者に対して、夜勤や残業を含め、健康や安全が脅かされる業務に従事させないこと。また、妊娠中の労働者や授乳中の労働者がストレスなく働く環境が整備されていること。

B1.8 結社の自由

労働者が、労働組合を結成したり加入できる権利、その活動を差し控える権利を尊重し、また団体交渉することを認め、かかる労働者・代表者に対する差別・脅迫・ハラスメント等なく、経営者と意思疎通できること。

B1.9 外国人労働者（技能実習生を含む）

外国人・移民労働者（技能実習生含む）の労働に関する権利について法令を遵守し、不当な賃金不払い・減額やその他人権侵害（身分証明書の取り上げ、移動の自由制限等）がないことを、主要サプライヤーを含めて確認していること。

自治体インタビュー



野田市役所内
野田市の物産展示

■ 野田市公契約条例について

野田市は、公契約に係る業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図るために、平成 21 年 9 月に全国で初めて公契約条例を制定し、その後も、公契約条例の拡充に努め、条例及び条例施行規則の改正を重ねてきた。平成 29 年度には、公契約条例のより一層の適正な運用を目指し、野田市公契約審議会を設置して議論を重ねている。

■ 条例の意義について

労働者が適正な賃金の支払いを受けることは、労働者の地位向上にとって大変重要な要素であり、公契約条例が果たす役割は非常に大きい。野田市が全国に先駆けて公契約条例を制定した意図は、本来は国が主導して取り組むべき課題に対して、地方公共団体が率先して取り組むことで、国を動かそうというものであった。政府による公契約の法整備がなされることが目標である。公契約条例により、労働者の賃金が向上することで、大工などの後継者の確保にも寄与できると考えている。低価格入札は工事の質の低下を招き、市民サービスの低下にもつながりかねない。市民への良質なサービスの提供のためにも適正な契約が必要と考えている。

■ 事業者との関係について

野田市の公契約条例は、対象となる公契約の業務に専ら従事する全ての労働者を対象とするもので、賃金支払いについては、元請け事業者が責任をもって市に報告することになっている。公契約条例の実施・運用には、支払賃金の確認や一部の設計額の上昇等、事務や予算の負担が生じるが、業務に応じた適正な賃金を保証することによる、公共事業の質の向上や、それを通じた、市民生活の豊かさの実現に貢献できるものと考えている。

■ 条例の普及について

野田市では、全国の自治体に、本来の目的に沿った公契約条例を広めるべく、平成 29 年度に公契約審議会を設置し、公契約条例普及を阻む課題等について議論を重ねている。審議会は、労働者団体の代表者、事業者、学識経験者の委員で構成されており、公契約条例導入のハードルを上げないことや、事業者への影響等、様々な観点から長期的視野に立った議論を進めている。公契約条例についての自治体同士の連絡会のようなものではなく、情報交換ができる機会は少ない。日弁連は、過去 2 回野田市を訪れ、様々な関係者と協力して法整備に取り組んでいる。法制化への機運を様々なセクターから盛り上げていくことが必要である。

(2018 年 7 月 3 日 野田市総務部管財課担当者へのインタビューより)

有識者コラム

公共調達における外国人労働者への配慮

(技能実習生を含む)

下田屋 毅氏（一般社団法人ザ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプライチェーン代表理事、Sustainavision Ltd.代表取締役）



日本の外国人労働者、特に外国人技能実習生について

日本においては、少子高齢化社会が進み、その状況下で、労働者不足が顕著となってきており、特にその問題に直面している製造業や建設業を中心に外国人労働者が活用されている。2018年10月現在、日本には外国人労働者が、146万人働いている。外国人労働者は、大企業から中小企業の労働者不足を補う状況となっている。外国人で日本に滞在している人々には、高度人材、身分に基づく在留資格、日系人、留学生、外国人技能実習生などがいる。その中において、外国人技能実習生は、30.8万人、また留学生は29.8万人に上る。

しかしこれら外国人技能実習生については、アメリカ国務省の人身取引報告書、また海外NGOによる調査、また国連人権委員会、また日本のメディアにおいても、強制労働の疑いがあることが報告され、現代の奴隸制度という呼び方でも指摘されている。これら外国人技能実習生の人権・労働の問題は、企業のサプライチェーン上で発生している問題であり、公共調達を行う上でもその発注を行う際には、企業に要求事項として促すことが必要な部分である。特に公共調達によって、人権・労働について企業が活動をすることで、企業の意識改革や、経済慣行にも、インセンティブと影響を与えることができるので、公共調達での企業への社会面の配慮の要請は効果が期待できる。

外国人技能実習制度の実態

その外国人技能実習制度だが、本来は発展途上国の若い人材を日本に招き、日本の高度な技術を身に着けてもらい、帰国後に母国の経済発展に寄与してもらうという「国際貢献」を行うことを前提に始められた制度である。しかし現実としては日本の労働者の特に若者が就きたがらない3K「きつい」、「汚い」、「危険」の3条件のある職場に、3年間（最近の法改正で延長最大5年間）という期間において、低賃金の労働者を雇うための方策になってきた現状がある。これら外国人技能実習生は、衣料品工場、食品工場、農場、金属加工場など決められた職種で実習を行っているが、その技能実習のうちの多くは技術を身につけるような仕事に就くことができていないとも言われている。

従来から、技能実習生に関しては、長時間労働や、最低賃金以下の労働、またパスポートを企業が保管するなどの強制労働、安全衛生上の問題、差別やセクハラ・パワハラなども指摘がされてきた。厚生労働省によると2017年は、技能実習生を雇用している企業（実習実施機関）の70.8%が労働基準関係法に違反していた。主な違反事項としては、労使協定を超えた時間外労働（26.2%）、割増賃金の不払い（15.8%）、危険や健康障害を防止する措置の未実施（19.7%）や、重大・悪質な労働基準関係法令違反も34件発生したという。このように公的にも違反事例が報告されている。

技能実習制度の問題の背景

また、外国人技能実習生の問題は、上記のような受け入れ国である日本の国内企業（実習実施機関）における問題がある。そして外国人技能実習生は、「日本でたくさん働いて、たくさん稼いで帰りたい」という思いが強い人達が多いが、その裏には、彼らの送り出し国（母国）での問題があり、実は借金を返済しなければならないという事情がある。外国人技能実習生は、自分達の母国で、「日本で技能実習生になるとたくさんお金がもらえる」という話にのり、仲介人に高額な手数料を徴収されていることや、保証金や違約金を徴収されている場合もある。これらは彼らにとって非常に高額であり、それを両親や親戚から借金をして充当し、日本に来ていることもあり、借金を返済することが最初の目的として働いているのである。

現代奴隸制と借金による束縛

これは、世界的に現代奴隸の状況を作っている仕組みと非常に似ている。例えば、東南アジアのマレーシアやタイといった国々は、その近隣諸国から移民労働者を受け入れている。しかし、これらの移民労働者のほとんどが、その仕事を得るために高額な雇用手数料を仲介人や斡旋業者に支払いを余儀なくされ、借金をしてその仕事を得ておらず、仕事を得たのちに、まず借金返済をしなければならない状況があり、その返済に 1 年以上費やしているという現状がある。

現代奴隸制は、移民労働者や出稼ぎ労働者が、経済的に発展している国に良い仕事があると騙されてその国に連れてこられるケースが多く、移動の費用や宿泊費などから借金を背負わせる状況を作り、この借金の束縛により逃げられない状況を作り、強制労働下に置かれる労働者の 50% はこの状況にある。このように多くの弱い立場の労働者、特に海外への移民労働者が雇用手数料を負担し、仲介業者やエージェントを通じて搾取されている現状がある。

問題の解決に向けて、公共調達への期待

このため移民労働者などの弱い立場にある労働者の雇用方法を変えなければならないことが世界的に叫ばれ始めており、企業と NGO が中心となってイニシアティブを立ち上げ、労働者の支払いを無くし、雇用を行う企業が全て負担するという「雇用主の支払い原則」を推進する動きがでてきており、雇用手数料の撲滅の活動を行っている。

外国人技能実習生については、3 年から 5 年間の期間が延長になったことに加え、2019 年 4 月からの新たな在留資格「特定技能」で、介護や建設、農業など人手不足の 14 業種を対象に今後 5 年間で最大約 34 万 5 千人の受け入れを想定している。この新在留資格は、技能実習制度の修了者からの移行についても多くの見込んでいるが、今回これら外国人技能実習生やこの新しい在留資格を受ける人達の受入の増加を考えるのであれば、今までの低賃金や長時間労働の問題に加え、送り出し国において借金を抱えてしまうという技能実習生のシステム上の根本的な問題を解決することは急務であると考える。

労働者不足を解決するという拡充だけ行われ、外国人労働者の今までの問題、特に根本的な仕組みへの対策をせずに放置するのでは、外国人労働者を現代奴隸の状況に置く仕組みも放置されることになる。国内の問題だけではなく、送り出し国も含めた包括的な解決策を検討する必要が求められているが、企業単独の努力によりサプライチェーン上の外国人労働者の問題を解決するには限界がある。持続可能な公共調達の要求事項にこれら外国人労働者の問題を入れ込むことも外国人労働者の問題を解決策に貢献することとなる。公共調達において、この点の配慮についても期待したい。



B. 責任ある事業活動

B2. 安全衛生

<概説>

- ✓ 企業・組織は、職務上の怪我や病気（労災）を最小限に抑えることに加え、緊急時に備えた計画や訓練、また安全で衛生的な労働環境を提供すること、また適切なリスク評価を行い適切な対策を取ることが求められています。
- ✓ OHSAS18001、ISO45001 等の安全衛生に関する認証取得とマネジメントシステムの導入も近年ますます要請されています。

B2 安全衛生_取り組み項目例

B2.1 職務上の安全

職務上の安全に関する許可証の取得、労働者に対する危険性の排除・リスク管理、保護具の適切な提供・使用がなされていること。

B2.2 緊急時の備え（緊急対策計画、避難訓練等）

緊急事態における労働者への影響を適切に評価し、緊急対策計画を策定し、損害を最小化するために避難訓練や防災備品等の備えを十分にしておくこと。

B2.3 労働災害・疾病

労働災害・疾病を防止する適切な措置を講じ、労災・疾病が起きた際には適切な報告、原因の調査と是正措置を実施すること。

B2.4 産業衛生

労働者への化学的、生物学的、物理的物質への暴露が特定、評価、管理され、個人用保護具が提供・使用されていること。

B2.5 身体に負担がかかる作業への配慮

人間工学に基づいて、反復作業、長時間作業、力の要る作業など、労働者の身体に負荷のかかる作業に適切な配慮がなされていること。

B2.6 危険労働に対する配慮（若年、女性、妊娠婦労働者）

若年労働者、妊娠・育児中の女性労働者に対する労働安全衛生上のリスクを最小限にし、育児中の母親に適切な配慮がなされていること。

B2.7 機械等の安全対策

生産機械等に関しての安全性を評価し、労働者に危険がある場合には必要な保護措置を実施し、適切に保守管理すること。

B2.8 衛生設備（トイレ、食堂、住居等）

労働者に、清潔かつ安全な衛生設備、食事のための施設、寮が提供されていること。

B2.9 安全衛生に関するコミュニケーション

労働者が理解できる言語で、職場の危険に関する適切な情報と研修が提供されていること。

B2.10 安全衛生に関する認証取得（OHSAS18001,ISO45001）

労働安全衛生に関する外部認証、OHSAS18001、ISO45001 を取得、またはそれに準じた管理システムを導入していること。

自治体インタビュー



写真：女性活躍工事
東京都インフラ工事ポータルサイトより



■ 週休二日制確保試行工事について

東京都建設局では、入職しやすい環境づくりとして、平成 27 年度から「週休 2 日制確保モデル工事」に取組み、平成 30 年度からは、「週休 2 日制確保試行工事」として、原則、全ての土木工事に適用している。

「週休 2 日制確保試行工事」では、週休 2 日の実施に伴う必要経費を確保するため、共通仮設費率及び現場管理費率の補正を実施している。また、労務費及び機械経費（賃料）の補正についても、国の動向を踏まえ、環境整備中であり、環境が整い次第、国と同様の補正係数を導入していく予定である。

また、同様の取組は、その他の局でも対象案件を選定して実施している。

■ 発注時期の平準化について

東京都では、集中期と端境期で約 3 倍の開きがある発注件数の比率を、概ね半減となる 1.5 倍程度にすることを目標に、平成 28 年度より発注時期の平準化に取り組んでいる。単年度会計の制約の中、債務負担行為をはじめとした様々な方法を模索しつつ、担当部署や業界団体の意見を聞きながら進めている。

建設工事の平準化は、働き方改革に資する取組として国土交通省も積極的に取り組んでいる課題であり、都としても、受注企業や技能労働者にとって、経営環境、労働環境の改善に資する取組であり、また、発注者にとっても不調等の減少により計画的かつ着実に事業を実施できるものと考えていることから、これまでの取組を踏まえて平成 31 年度以降の取組を検討している。

この発注時期の平準化の取組については、入札参加者向けに情報発信しているサイト（東京都電子調達システム）に掲載し、一般都民も閲覧できるページで周知を図っている。

（2018 年 10 月 2 日 東京都財務局経理部総務課契約調整担当からの書面回答より）

■女性活躍モデル工事

東京都建設局「女性活躍モデル工事」試行実施要領（抜粋）

1. 目的

女性の建設産業への入職促進や就労継続等に向けた環境整備を官民挙げて推進していきます。

2. 概要

- 受注者は、監理技術者、現場代理人又は担当技術者のいずれかに、女性技術者を配置し作業に従事させる。
- 女性技術者が現場で活躍するために必要な環境を整備するため、以下の取り組みを実施する。
 - ・女性専用の休息（更衣）室の設置
 - ・女性専用の快適トイレの設置
 - ・女性技術者活躍の PR（工業系女性学生を対象とした現場見学会の開催等）
- 女性技術者を全期間配置した場合及び優良な広報活動を行った場合には工事成績評定における加点評価、女性技術者を当初契約工期の半分以上の日数配置しなかった場合、及び環境整備を行わなかった場合には工事成績評定で減点評価する。

（平成 30 年 3 月 29 日東京都建設局総務部技術管理課）www.kensetsu.metro.tokyo.jp/content/000038800.pdf



B. 責任ある事業活動

B3. ビジネス倫理

<概説>

- ✓ ビジネス倫理については、公共調達（特に入札）の文脈では談合事件の発覚等がニュースになりがちですが、倫理方針、取引先との適切な関係、情報開示、知的財産、責任あるマーケティング、内部告発における報復排除、責任ある資源調達、プライバシー・個人情報保護など、幅広い分野についての対応が近年求められています。
- ✓ この分野での問題が発覚することは、当該企業のみならず、公共調達を実施する側が結果として深刻な非倫理的行為を助長してしまうリスクもありますので、企業の自主性に依存しない取り組みが必要と考えられます。

B3 ビジネス倫理_取り組み項目例

B3.1 ビジネス倫理方針

企業・組織は、あらゆる種類の贈収賄、腐敗等を一切禁止する方針を有していること。

B3.2 不適切な利益の排除

賄賂、その他の不当・不適切な利益を得るための手段を、約束、申し出、許可、提供、容認しないこと。

B3.3 公正な取引慣行

独占禁止法や下請法を遵守し、ダンピング、買い叩き、談合等の不公正、反競争的な取引きをしないこと。

B3.4 情報開示

ビジネス上のすべての取引きについて、透明性をもって実施され、会計帳簿や記録に正確に反映され、適用される規制と一般的な慣行に従って、情報開示されること。

B3.5 知的財産

知的財産権が尊重され、顧客・サプライヤー等の情報が保護されること。

B3.6 責任あるマーケティング

マーケティングにおいて、不当表示防止法等の法令を遵守した表示を行い、誤解を与える（子どもの権利含む）人権等にも配慮した責任あるマーケティングが行われること。

B3.7 内部告発における報復の排除

内部告発者の機密性、匿名性が担保され、報復の恐れなしに不正等を告発できるプロセスを確保すること。

B3.8 責任ある資源調達（紛争鉱物）

武装グループの資金調達、児童労働等への人権侵害に加担しないよう、紛争鉱物と呼ばれる 3TG（タンタル、錫、タングステン、金）やその他懸念される鉱物（コバルト等）の調達において適切な方針と配慮をすること。

B3.9 プライバシー・個人情報保護

サプライヤー、顧客、消費者、従業員など、ビジネス上のあらゆる個人情報に関して適切な配慮と取り組みを行い、またプライバシー・個人情報保護に関する法規制の要件を遵守すること。

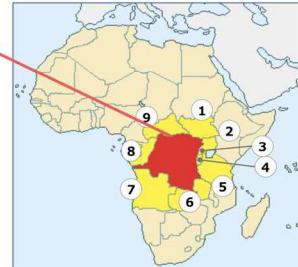
<関連用語解説>

紛争鉱物とは？

近年、欧米では、アフリカ等の「紛争地域及び高リスク地域（CAHRA）」において武装勢力の資金源や資金洗浄とならない、さらには児童労働を含む人権侵害全般に加担しない、いわゆる「紛争鉱物」でない「責任ある鉱物」の使用を求める規制が進められています。

紛争鉱物とは、製品に含有されるタンタル、すず、タングステン、金（いわゆる 3TG）が、コンゴ民主共和国とその近隣国における深刻な人権侵害の加害者である武装グループに直接または間接的に資金や利益を提供することとなる場合に、それらの鉱物のことをいいます。最近では電子部品のバッテリーにも使われるコバルトの採取においても児童労働リスクが NGO から指摘され、スコープが拡大しつつあります。各企業・組織においては、武装勢力への資金や利益を提供することならないことを保証するため、方針を制定し、鉱物の原産地と流通過程についてデューデリジェンスを実施し、また、顧客の要望に応じてその調査手段を顧客に開示することが国際的に求められ、日本企業も年々さらなる対応に迫られています。

- コンゴ民主共和国
- ①南スудан共和国
 - ②ウガンダ共和国
 - ③ルワンダ共和国
 - ④ブルンジ共和国
 - ⑤タンザニア共和国
 - ⑥ザンビア共和国
 - ⑦アンゴラ共和国
 - ⑧コンゴ共和国
 - ⑨中央アフリカ共和国



出典：JEITA

「ビジネス倫理」の観点から、「紛争鉱物」リスクへの配慮については、東京 2020 調達ガイドラインにも明記されており、今後日本国内のルール整備や公共調達における配慮が期待されます。（詳しくは、JEITA 責任ある鉱物調達検討会（<https://home.jeita.or.jp/mineral/>）等の情報をご参照ください。）

* JEITA：電子情報技術産業協会

子どもに影響のある広告およびマーケティングに関するガイドライン

責任あるマーケティングの分野で注目される取り組みは、子どもの権利について取り組むセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンと、企業等が多数加盟するグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン、有識者等が連携して 2016 年に策定された「子どもに影響のある広告およびマーケティングに関するガイドライン」です。2012 年に国際的に策定され、推進されている「子どもの権利とビジネス原則」に基づいて、日本国内のステークホルダーが関与した委員会で議論され、企業の広告とマーケティングにおける子どもの権利の保護、および子どもの健全な育成への貢献を産業横断的に推進することを目的としてまとめられました。このガイドラインに基づいて、企業は責任あるマーケティングを行っているか、社会的要請が近年高まっています。

（参考：公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

<https://www.savethechildren.or.jp> ）

子どもに影響のある広告および
マーケティングに関するガイドライン

FAIR MARKETING
For children
子どもに影響ある広告を。

Save the Children JAPAN Global Compact Network Japan

有識者インタビュー

「持続可能な公共調達」の現状

武藤 博己 教授（法政大学大学院公共政策研究科）



「持続可能な公共調達」の現状と、その考え方

国際的に「持続可能な公共調達」の動向が活発化しているのは重要な動きと見ている。日本の場合、例えば公契約条例を導入した自治体はまだ少ないので現状。日本の自治体は法律がないと動かないのが一般的で、グリーン購入法により自治体側は非常にやりやすくなったといわれている。一方、より詳細に目を向けてみると、例えば環境に配慮した商品を一体誰が選んでいるのか等には課題があり、きちんとした第三者評価機関の目が必要だろう。調達だけではなく、環境配慮の活動自体を広げていくことも重要ではないか。日本の役所は一般的に総合的な取り組みができておらず、縦割りであり、横断的な懸案は内閣府を持っていかれ、なかなか進まないことが多い。サステナブルな社会に向け、公共部門が調達において果たす役割も大きいが、上記の理由により日本では簡単ではない。

公共工事入札の改善の動きと社会的価値

そうした中、総合評価落札方式は自治体行政においてかなり浸透してきているものの、例えば障害者雇用などは最近水増し問題があったように、どうしても形式的な対応や評価になりがちである。しかし中には、自治体と企業の協定を評価する際に実質的な内容を評価する動きもある。東京都小平市では、市長と議会の関係から条例化は難しいので制度運用によって取り組んでいるが、防災協定のあるなしといった形式面ではなく、災害時のボランティア実績を評価するようになっており、事業者側もそれに賛同している。国分寺市における総合評価落札方式導入のケースも、受注した清掃業者の契約不履行問題が取り組みのきっかけとなった背景があるが、実際に制度が変わっていく際には何かきっかけがあって進むことが多い。契約放棄や、談合事件などもある。

総合評価落札方式は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年3月）ができたことにより実施できるようになったが、契約企業が履行を確保できない場合には最低価格でなくとも良いとするもの。これは議会の承認が必要なく行政側の裁量で運用できる「地方自治法施行令」の形をとって実施されているもので、地方自治法等の改正ではない。価格以外の要素として、機能、技能、技術力の3点があると総務省は言っていたるが、それにとらわれる必要は本来ない。自治体は国から文句を言われることを懸念し、新しいことはできないと言うが、地方自治法施行令をきちんと読めばできるようになっている。

自治体の入札担当者はすぐに変わるが、これは実務上、企業との癒着を防止する意味では致し方ない面もある。私自身は研究者として公共調達に20年以上関わっているが、役所では前任者がやってきたことを継続するのが精一杯なのが現状ではないか。改正品質確保の法律は、より業者の立場に立った人たちが作ったものだが、総合評価方式を進めた点では評価している。

働き方改革が進められている関係では、建設業界においては人が定着しないという問題がある。東日本大震災、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの影響で、人手不足に陥っているが、除染事業をめぐる談合事件などのイメージ悪化により、さらに入手不足になっている。入札不調を避けるには業者とのことも勘案し、時期を見通してバランス良く入札案件の仕事をしていく配慮が重要になる。入札不調は行政にとっては担当者の責任になるので、無理のある案件も業者に頼み込んでやってもらい、代わりに次の入札で面倒を見てあげるというようなことも実際にはある。

外国人労働者については、現在問題になっている外国人技能実習生などは、入札では行政がチェックするような取り組みはできていない。健康保険の加入や安全基準のチェックはある。最低賃金については、公契約条例がある自治体でも、職種に応じた最低賃金の設定とチェックが行われているところは少ない（川崎市では業種別の基準あり）。野田市の公契約条例の場合は、市長が建設省（国土交通省）出身者であったこともあり業者をよく理解しており、うまく取り込んで条例を策定できたと言える。逆に愛知県などは、連合などが頑張っていたが、建設業界や清掃業者に反対されて検討が進まなかった（受注できない企業が反対に回ることが多い）。しかしながら、2016（平成 28）年 2 月に制定された。

地域貢献認証制度と入札について

地域貢献を入札で評価する動きがあるが、地域貢献の推進は今や国土交通省も言い出しているものであり、既に建設業者が実施してきたことを評価するものである。入札における企業の地域貢献への評価という点では当初は地元企業への優遇策として出てきたもので、これは政治闘争の結果という側面もある。実質的に地元企業が優先的に受注できるように意図されることは多いが、議会によって地元企業が他自治体の入札に参画できないような仕組みを作ってしまっている側面があり、参入障壁を高めている。地元の企業にこうした配慮をするよりも、地元の「雇用」を優先する政策にした方が望ましいのだが、こうした政策には議会が反対する。

一部の自治体で進む、地域貢献企業の認証制度の取り組みについては、客観的な制度を作る必要がある。地域にとって良い企業とは何なのか。ポイントは「信頼性」が重要ではないか。多少価格が高くても、信頼できる方が良いと思えるかどうか。人口減少の時代にあって地方自治体はどうすべきか、じっくり考える必要があると思う。

東京都 23 区、26 市には調達担当者の集まりがあり、東京都の調達部署も参加しているが、そこで情報共有が行われている。公契約条例なども勉強しているようだが、会合は非公開なので詳細は分からぬ。情報公開請求などすればわかるかもしれないが、こうした担当者の横のつながりの場で、このような議論が行われるようになると良いのではないか。

インタビュー日：2018 年 8 月 23 日（木）
場所：法政大学大学院研究棟（市ヶ谷）



C. 環境

C.環境は、環境マネジメント（C1）、気候変動（C2）、資源・廃棄物・汚染管理（C3）、グリーン調達（C4）で構成されています。

<概説>

- ✓ 環境分野には国際認証規格である ISO14001 や、環境省が策定したエコアクション 21 等の環境マネジメント認証があり、公共調達においても企業評価に組み入れられていますが、パリ協定等での国際合意を踏まえ、気候変動対策では温室効果ガス削減・エネルギー使用量等の積極的な情報開示も求められています。
- ✓ 省資源化、適切な廃棄物・汚染管理は引き続き重要な環境課題ですが、海洋プラスチックごみ問題は新たな課題として浮上しつつあります。また日本ではグリーン調達の取り組みも一層期待されます。

C1. 環境マネジメント_取り組み項目例

C1.1 環境許可、法規制・報告義務の遵守

必要とされているすべての環境許可を取得・維持、また最新の状態にし、報告義務を遵守していること。

C1.2 環境マネジメント体制

環境への取り組みに関する適切な評価を行い、PDCA サイクルを監理する適切なマネジメント・システムがあること。

C2. 気候変動_取り組み項目例

C2.1 CO₂、温室効果ガスの排出削減

組織が事業を通じて直接・間接的に排出する CO₂ 等の排出量を把握し、適切な削減目標を定め、削減努力を行っていること。

C2.2 省エネルギー

事業のあらゆるプロセスを通じ、エネルギー効率を改善し、エネルギー消費を最小化するコスト効率の良い方法を追求していること。

C2.3 低炭素・脱炭素エネルギー利用

CO₂ 排出係数のより低い、低炭素・脱炭素エネルギーを使用していること。

C2.4 情報開示

CO₂ 排出量や取り組み内容を、正確かつ適切な形で、積極的に情報開示を行っていること（CDPへの対応、またはそれに準じた開示の取り組みが望ましい）。

C3. 資源・廃棄物・汚染管理_取り組み項目例

C3.1 省資源化

事業のあらゆるプロセスを通じ、材料や水等の使用資源量の削減、廃棄物の抑制・再利用、再生品・再生資源の利用等を通じて、省資源化に取り組んでいること。

C3.2 大気・水・土壤等の汚染防止

大気・水・土壤等への汚染防止、もしくは汚染リスクを最小限に抑える適切な対策をとっていること。

C3.3 騒音・振動

事業活動において、地域住民や労働者の健康を害さないよう、騒音・振動による影響が管理されていること。

C3.4 化学物質

人体や環境に有害な化学物質を安全に取り扱い、廃棄まで確実にするよう適切に管理していること。

C3.5 廃棄物管理・3 R

責任ある廃棄物管理を行い、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を行うための体系的なアプローチが取られていること。

C3.6 プラスチック廃棄物

「海洋プラスチック憲章」を踏まえ、プラスチック廃棄物の削減への取り組みを行い、代替品・再生素材品の利用を進めること。

C4. グリーン調達_取り組み項目例

C4.1 グリーン調達の推進

事業活動のライフサイクル全体を通じて、グリーン調達を推進したバリューチェーン・マネジメントを行っていること。

自治体インタビュー



もったいない
残しま 10 運動 ポスター



■ 宇都宮市による「もったいない運動」

宇都宮市では、環境負荷の少ない持続可能な「環境都市うつのみや」の実現に向け、平成 21 年度に、市長を本部長とした「もったいない運動推進本部」を設置し、全庁的に「もったいない運動」に取り組んでいる。

また、市民に対しては、市民団体、企業、有識者等の 30 の団体で構成される「もったいない運動市民会議」を平成 21 年度に設立し、市と連携しながら広く普及啓発を実施している。

宇都宮市の世論調査によると、「もったいない運動」の認知率は 51.6%（平成 29 年度）と市民の半数を超えており、またこの運動の広がりにより、マイバッグの利用（54.6%）や食べ残しをしない（53.1%）、詰め替え製品の利用（53.1%）など環境に配慮した様々な取り組みが市民の間に広がってきている。

毎年「もったいない運動市民会議」が主催している「もったいないフェア」には 33,000 人（平成 29 年度）もの来場者があり、多くの市民が楽しみながら持続可能な社会のあり方について学んでいる。

今後の展開としては、平成 30 年度に「もったいない運動市民会議」が設立 10 周年を迎えることから、普及啓発キャンペーンの通年実施を考えているほか、市内の保育園・幼稚園等を対象に「もったいない体操」の普及啓発を行い、幼児期から「もったいないのこころ」の醸成を目指しているほか、食品ロス削減の意識啓発のための「もったいない残しま 10 ! 運動」の充実や、「残しま 10 ! キッチン講習会」の実施など、普及啓発キャンペーンの通年実施を考えている。

■ 「もったいない運動」と公共調達

宇都宮市では、行政側、事業者側双方において環境に配慮した公共調達を推進している。行政側では、グリーン調達を「もったいない EMS」ⁱで一体的に管理・推進しており、一方、事業者側では「エコうつのみや 21」ⁱⁱ認定制度を通して環境に配慮した事業者からの調達を推進している。

（2018 年 8 月 9 日 宇都宮市による書面回答より）

ⁱ 「もったいないのこころ」を持って環境に配慮した行政活動の推進を図るためのより効率的で実効性のある宇都宮市独自の環境マネジメントシステム。

ⁱⁱ 環境マネジメントシステムの普及を図るため、ISO14001 をベースとした宇都宮市独自の認定制度。

有識者インタビュー

環境ラベルを活用した地域・地球環境への配慮

藤崎隆志氏（（公財）日本環境協会 エコマーク事務局 事業推進課長）

小林弘幸氏（（公財）日本環境協会 エコマーク事務局 主任）



エコマーク

「持続可能性」における社会・経済的側面について

公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局では、2018年4月1日に「「持続可能性」における社会・経済的側面のエコマークでの取り扱い方針について（以下「方針」）」を発表した。「方針」の中で、今後の新たな認定基準の策定・既存基準の見直しの際には、商品の社会的側面を含めて検討していくこととし、また、事業者の社会面については、環境・社会両面の法令順守に関して認定事業者に周知・確認を進めるところから始めるとしている。サプライチェーン事業者の社会面については、次のステップとして、原料調達先等への法令順守の確認を行うこととし、あわせて、国内外で関心の高い社会面への取り組みの奨励も進めていくことを明記している。

エコマーク事務局では、この「方針」の発表をきっかけに、同テーマで講演する機会を複数得たことから、持続可能性における社会・経済側面への関心の高まりを感じている。同時に、認証ラベルが社会的側面を取り扱うことによる、エシカルウォッシュには十分気をつける必要があるとも認識している。エコマーク事務局では、現在、小売店舗、ホテル・旅館の認定基準の見直しを行なっているが、調達方針の社会的側面や受動喫煙等も考慮しつつ議論を進めているところである。

認定基準をつくるにあたり、製品のライフサイクル全体を検討する中で、社会的な課題はこれまで自ずと浮かび上がっており、従前から議論されてきたともいえる。「方針」は、最近の社会的責任への関心の高まりを受け、エコマークとして認証できる部分について考え方を明確にしたものである。

エコマークの認定基準は、当該商品に関する専門家や有識者から成る基準策定委員会で策定されるが、策定過程においては、商品に関わる事業者や関係者からの聞き取りを非常に重視している。エコマーク事務局では、業界団体はもちろん、商品の製造技術や各種ルール等に関わる各方面の現場の方々の話を聞き、商品の専門知識や技術要件、市場動向等の入念な情報収集を行う。現場の声をしっかりと聞き、事業者との信頼関係を構築する中でつくられる基準だからこそ、広く活用され役割を果たしうる。商品の社会的側面についても、現場の方々への聞き取りの中で、これまで多く指摘してきたというのが実情である。現場の方々の認識として、社会面の課題を、環境面の課題として捉えている場合も多い。商品づくりの現状と環境配慮における理想との間の橋渡しとして、事業者に対して、半歩先の具体的な目標となるベンチマークを提示することが第三者認証ラベルの使命であり、エコマークの根幹であると考えている。

エコマーク商品利用による環境面・経済面の効果について

環境省による、地方公共団体のグリーン購入法に関する調査では、グリーン購入の効果について「定量的にはわからない」とする自治体が多い。一方、エコマーク事務局では、認定商品のCO₂削減効果に関する調査を実施し、その効果を科学的に実証している。CO₂削減効果の推計は、科学的手法により厳密に実施すると、大変な手間と時間とお金がかかるもので、この調査も約1年を要した。この調査では、推計可能な商品のライフサイクルにおけるCO₂削減効果を算出したものとなっているが、理想を言えば、ボールペン1本、コピー用紙1セットといった商品ごとのCO₂削減効果を示すことができれば消費者にもわかりやすく、自治体や企業間の調達の際にも参考としてもいいやすいだろう。そのためには、各メーカーの協力が必要であり、メーカーが我々に提出する製品情報の変更も必要になってくるだろう。

ライフサイクルコストの推計は、現在のエコラベルの仕組みでは難しい。耐用年数やメンテナンスコストなど、商品の使い方に関する部分を商品の側から規定することは、そのような枠組みがない中では困難であり、商品のライフサイクルコストについては現在のところ検証していない。一方で、エコマーク商品とそうでない商品の価格差については、最近の調査でエコマーク事業者を対象に聞いている。価格差に関する自治体向けのアンケート調査などは、グリーン購入を進める上で、重要な情報になるのではないだろうか。入札案件の場合は、あらかじめ環境仕様が定められていれば、環境配慮による入札価格差は生じないと考えられる。価格だけでなく、商品の環境配慮を適正に評価してもらうために、環境仕様をしっかりと指定してもらうことが大事と思う。

エコマーク普及の課題

平成27年度にエコマークが実施した調査によれば、エコマークの一般消費者における認知度は90.6%と非常に高い。また、平成24年度の環境省の調査によると、地方公共団体の96.6%がグリーン購入の際にエコマークを参考にしていると回答しており、公共調達においても、エコマークは一定の役割を果たしていることができる。一方で、自治体の公共調達におけるグリーン購入の実施率は漸減している。また、エコマーク認定企業のなかでも自社でグリーン購入を実施していないところもある。そのため、企業や自治体に向けた情報発信を強化する必要を感じている。

今後の方向性としては、サービス分野の認定基準づくりに注力していきたい。消費のトレンドがモノの消費からコトの消費へと移りつつある中で、コト消費の環境に関わるガイドはまだないのが現状である。商品分野の環境配慮について、エコマークが対象とできる範囲はほぼ全て網羅したので、次のステップとして、環境に配慮したサービスの中で、消費者にグリーン購入を体験してもらうことからグリーンな社会を目指していきたい。

エコマークの国際的な役割

国連環境計画のSPP報告書によれば、SPPの推進において、環境ラベルは重要な役割を果たすものと高く評価されている。日本のエコマークは、世界で二番目にできた環境ラベルとして、第三者認証であるタイプI環境ラベルの業界を、国際的にリードしてきた。国連環境計画による、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組（10YFP）の取り組みにも日本を代表して関わり、SPPを含む持続可能な消費や生産に関する国際的な動向についても積極的に情報収集を行なっている。

インタビュー日：2018年8月2日（木）
場所：日本環境協会エコマーク事務局

D. 法令遵守・マネジメントシステム



D. 法令遵守・マネジメントシステムは、法令遵守（D1）とマネジメントシステム（D2）で構成されています。

<概説>

- ✓ 法令遵守には、納税・社会保険が適切に納付されているかも含まれ、多くの自治体で実際に確認されている項目です。
- ✓ マネジメントシステムは、ISO（国際標準化機構）の各認証やCSR監査項目に必ず含まれている項目であり、本ガイドブックA、B、Cにおける社会・経済・環境上の持続可能性への取り組みを制度的に担保するものです。

D1. 法令遵守・納税

D1.1 法令遵守

各国の現地法および国際法を含め、関係する法令等を遵守していること。

D1.2 納税・社会保険

当該企業等は、納税の義務を怠っていないこと、また労働者の社会保険等を遅滞なく納付していること。

D2. マネジメントシステム

D2.1 コミットメント

本ガイドブックに掲げられた社会、経済、環境分野における取り組みを確認するための、経営幹部によって承認された方針があること。

D2.2 遵守体制

本ガイドブックに掲げられた社会、経済、環境、倫理分野における取り組みを推進するために必要な社内体制を整備すること（上級管理職によるマネジメントレビュー、法規制等のモニタリング、目標の設定等を含む）。

D2.3 社内普及・研修

本ガイドブックに掲げられた社会、経済、環境、倫理分野における取り組みを推進するために、社内の労働者に対して、方針、手続き、目標等を理解し実践するための研修・トレーニング、広報活動を行うこと。

D2.4 サプライヤー管理

本ガイドブックに掲げられた社会、経済、環境に関する必要事項や取り組みを、取引き関係のある主要なサプライヤーに対しても要請し、サプライチェーンにおけるリスクを管理すること。

D2.5 リスク評価・管理

法令遵守、地域社会、経済、環境等に関するリスクを評価・特定し、相対的な重要性を決定し、適切なリスク管理を実施すること。

D2.6 監査・評価・是正措置

本ガイドブックに関する法規制や社会的要請を踏まえ、自社または顧客要請の内容が実施されているかを監査し、その結果を定期的に自己評価し、適切な是正措置を講じるプロセスを確立していること。

D2.7 文書化・記録

本ガイドブックに関する取り組みについて、プライバシーや機密性を確保しつつ、適切な文書管理を行うこと。

自治体による取り組み事例

自治体による地域認定制度の中には、社会・経済・環境の三要素への配慮を、マネジメントシステムの中に適切に盛り込むとする、地域内の主として中小企業を評価することによって、地域企業の社会的健全性の向上を通じた、地域社会・地域経済の持続的な発展を目指すものがあります。

ここでは、さいたま市による認証制度をご紹介します。

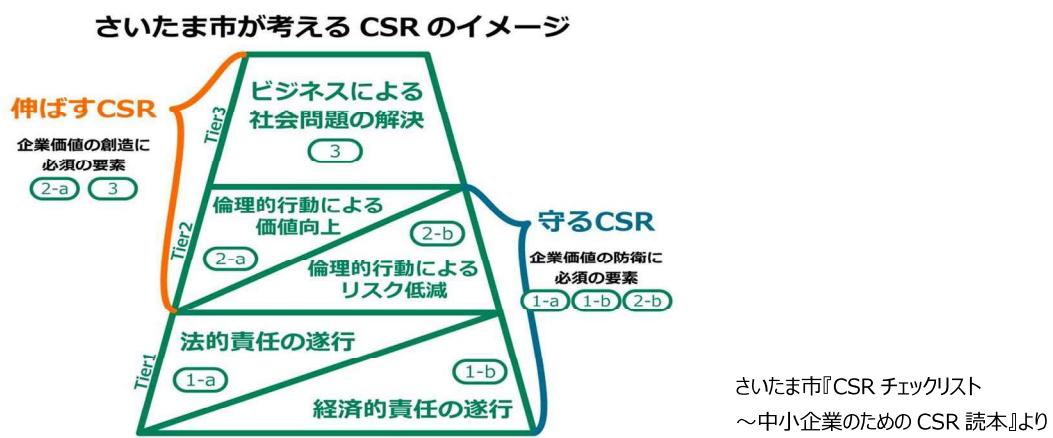
さいたま市：「さいたま市 CSR チャレンジ企業認定制度」

自らの事業活動の維持・拡大を図りつつ、社会的健全性を両立させる企業経営（CSR：企業の社会的責任）の推進を図ろうとする意欲のある市内中小企業を、さいたま市が「さいたま市 CSR チャレンジ企業」として認証する制度。

「CSR チェックリスト 中小企業のための CSR 読本」における、「守る CSR：労務管理及びコンプライアンス等企業経営の土台となる CSR 活動」40 項目のうちの 60%以上、「伸ばす CSR：社会貢献活動及びエコ製品の開発等企業価値を高める CSR 活動」20 項目のうちの 30%以上に該当する企業が認証される。

公共調達においては、建設工事及び一部業務委託の競争入札参加資格に関する発注者別評価項目で加点対象となる（平成 30 年度 31 年度）。

（参考：さいたま市ウェブサイト「さいたま市 CSR チャレンジ企業」認証制度
<https://www.city.saitama.jp/005/002/010/002/p019165.html>）



オリンピック・パラリンピック競技大会と持続可能性

黒田 かおり（一般財団法人 CSO ネットワーク 事務局長・理事）

ロンドン 2020 大会が一つの契機に

オリンピック・パラリンピック競技大会は、世界最大のスポーツの祭典であるが、一方、実施にあたり自然環境破壊や労働人権問題などがこれまで指摘されてきた。環境に関しては、1976 年札幌冬季オリンピック・パラリンピックの頃から、環境への配慮が大きな課題となった。地球サミットが開催された 1992 年に、フランスのアルベールビルで開催された冬季大会は、競技会場が分散されたため交通インフラへの大規模な投資によりアルプス地域の森林破壊等を招き、自然環境破壊への強い批判がおきた。国際オリンピック委員会（IOC）は、100 周年を迎えた 1994 年に、「スポーツ」「文化」に加えて「環境」オリンピック精神の第三の柱とすることを宣言した。

1990 年代後半から、スポーツ用品産業のサプライチェーンにおける劣悪な労働環境が明らかになり批判が高まつた。世界的にも責任あるサプライチェーンへの要請が高まる中、2004 年のアテネ大会に向けて、国際 NGO や労働組合などが「プレイフェア・キャンペーン」を展開し、スポーツ用品メーカーはサプライチャーン管理等への対応が迫られた。

2012 年にロンドンで開催されたオリンピック・パラリンピック競技大会（以下、ロンドン 2012 大会）は、招致決定後すぐに「大会史上最も持続可能性に配慮した大会」を標榜し、「One Planet Living（地球 1 個分の暮らし）」をテーマに掲げ、「環境」「経済」「環境」に統合的に対応する持続可能性を軸に大会を運営した。ロンドン大会の組織委員会（以下、LOCOG）は、持続可能性計画と持続可能な調達基準（Sustainable Sourcing Code）を策定、また大会期間中 1,550 万食と推計される食事の調達指針として、「ロンドン 2012 フードビジョン」も作成した。

英国の規格協会である BSI は、ロンドン大会を環境・社会・経済のバランスが取れた大会として運営するために、2007 年に BSI 国内規格（BS 8901）を策定、これを原案に国際標準化機構（ISO）は、2012 年の大会直前に ISO20121（イベントサステナビリティ・マネジメントシステム規格）を策定した。LOCOG は、即座に同規格の認証を取得し、これに則り大会を運営した。

IOC は、2014 年 12 月に IOC は、「オリンピック・アジェンダ 2020（Olympic Agenda2020）」を採択し、「オリンピック競技大会のすべての側面とオリンピック・ムーブメントの日常業務に持続可能性を組み込む」ことを明記された。また IOC は、2015 年に国連総会で採択された「我々の世界を変革する—持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の作成にも関わり、「（スポーツ）というパラグラフを設け、「スポーツもまた、持続可能な開発における重要な鍵となるものである」とことを盛り込んだ。

こうして迎える東京 2020 大会は、すでに持続可能性への道を歩み出しているが、同大会がどこまで持続可能な社会づくりに貢献できるかに世界の注目が集まっている。

東京 2020 大会：持続可能性に配慮した運営計画と調達コード

東京は招致決定後に、持続可能性部を立ち上げ、「まちづくり・持続可能性委員会」を設置し、持続可能性に配慮した運営計画（以下、運営計画）と調達コード作成に着手した。また、招致の際に明言した ISO20121 取得を目指している。

2015 年に国連で持続可能な開発目標（SDGs）が採択されたことで、東京 2020 大会は、SDGs を前面に掲げることになった。また 2024 年のパリ大会から、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」の遵守が開催都市契約に盛り込まれることになったが、東京 2020 大会は、これを先取りし、同指導原則に則り準備と運

當を行うことを運営計画に明記した。

「持続可能性に配慮した運営計画（第二版）」によると、東京 2020 大会の主要テーマは、「気候変動」「資源管理」「大気・水・緑・生物多様性」「人権・労働・公正な事業慣行等への配慮」「参加・協働、情報発信（エンゲージメント）」である。

この計画の実現に向けたマネジメント及びツールの中に、「持続可能性に配慮した調達コード」がある。その他は、前掲の「ISO20121 に即した持続可能性マネジメント・システム」をはじめ、「モニタリングの適切な実施」「様々な主体による検討及び進捗管理」「環境アセスメントの実施」となっている。

調達コードは、持続可能性に関する基準を設定するとともに、その遵守を担保するための方法について定めている。さらに、生産段階から加工などサプライチェーン上に環境問題や人権侵害リスクが存在すると指摘されることが多い品目（木材、農産物、畜産物、水産物、紙、パーム油）については、個別基準を設けている。調達コードの不遵守があった場合に、通報を受け付け、問題解決に向けて対応するグリーバンスマカニズムを設置している。しかしながら、調達基準の担保方法が不十分、適用範囲が組織委員会の調達に限られるなど、すでに課題と限界も指摘されている。東京 2020 大会によって、社会が一気に変わることは現実的ではなかろうが、持続可能な認証を取る事業体が増えているように、少しづつ持続可能性は社会に広がりつつある。

昨今、世界中で公共調達への関心が高まっている。各国が作成を始めている国連ビジネスと人権に関する国別行動計画でも、策定済みの国の 9 割以上が重要な政策として「公共調達」に言及している。SDGs の目標 12 の 7 つ目のターゲットに「持続可能な公共調達の慣行」が盛り込まれている。東京 2020 大会に合わせて作成された調達コードがイベントのためだけのものだとしたら、サステナビリティを社会に根付かせる折角の機会を失うことになるであろう。大会後、政府や自治体が政府・公共調達に利用することによってレガシーとなり、持続可能な社会づくりに貢献することを期待する。

オリンピック・パラリンピック関連		持続可能性に向けた世界の動き
1992 冬季アルベールビル大会	自然環境破壊への強い批判	地球サミット（リオ・ブラジル）開催 「持続可能性」が世界のテーマに
1994 冬季リレハンメル大会	環境にやさしいオリンピック IOC100 周年会議「環境」が第 3 の柱に	
2000 夏季シドニー大会	グリーンオリンピックが中心コンセプト	
2004 夏季アテネ大会	スポーツ用品のサプライチェーン上の労働・人権問題に批判	オリンピック・ブレイフェア・キャンペーン（国際 NGO、労働組合など）
2010 冬季バンクーバー大会	「持続可能性」をテーマに	
2012 夏季ロンドン大会	「地球 1 個分を目指して」	ISO20121（イベントの持続可能性に関するマネジメントシステム）発行 国連持続可能な開発会議（リオ + 20）
2014 冬季ソチ大会	労働者への賃金未払いなどが問題に IOC「オリンピック・アジェンダ 2020」	
2015		国連持続可能な開発のための 2030 アジェンダ採択 パリ協定
2016 夏季リオデジャネイロ大会		

参考：JOC ホームページ <https://www.joc.or.jp/column/olympic/winterhistory/0202.html> (2019.3.18 アクセス)
東京オリンピック・パラリンピック競技大会ホームページ <https://tokyo2020.org/jp/> (2019.3.18 アクセス)

提言 Policy Recommendation

～地域の持続可能性を高める公共調達に向けて～

SDGs の推進・貢献に関する一種のブームが日本社会に到来している中、地域の持続可能性を高める公共調達（SPP）を日本国内でさらに推進していくためには、特に以下のことが必要であると考えます。

1. 持続可能性を公共調達における優先課題とすること

日本の公共調達において、地域内の循環経済の推進など、持続可能性を優先課題として捉えることが必要です。価格以外の要素を取り入れ、地域社会の持続可能性に配慮した入札・調達を自治体レベルにおいてさらに進めていく必要があります。すでに障害者や女性活躍推進に配慮した政府レベルでの取り組みもありますが、「地域の持続可能性」を中心に据えた公共調達を日本全体で考えるべき時です。

2. SDGs や地域課題の視点から、地域の持続可能性の重要課題を特定すること

地域社会の持続可能性において、地方公共団体の果たす役割には大変大きなものがあります。公共政策全般が、地域社会の持続可能性にどのように貢献しているか、SDGs などを活用し、地域社会の持続可能性における重要課題を特定し、それに基づいた施策の実施や公共調達の推進が必要と考えます。

3. 国際的な民間の取り組みや基準を日本の公共調達に取り入れること

サステナビリティへの取り組みに関して、民間では国際基準が次々につくられ、日本企業は生き残りのための対応を迫られています。昨今では、「RBA（責任あるビジネス・アライアンス）」でも公共調達への適用が議論されており、今後はこうした民間の国際基準の影響が出てくるものと思われます。一方で、現行制度の範囲内において、公共調達に一定の「社会的価値」を盛り込むことを実践している自治体もあります（横浜市等）。国際的な社会的要請に鑑み、公共調達に社会的価値を取り入れていくことがますます期待されています。

4. 持続可能性への取り組みを地方公共団体自らが進めること

当然のことながら、公共調達だけで地域社会の課題のすべてが解決される訳ではありません。調達はあくまで手段であり、本質的には地域の持続可能性を高めるような政策方針、戦略、施策などが必要になります。地方公共団体自らが、持続可能性を高める取り組みを行うことで、公共調達という手段による市場への説得力が生まれると考えます。

5. 持続可能性に取り組む官民のステークホルダーを調達で「元気」にすること

地域の持続可能性を高める取り組みは、人口減少社会の日本ではもはや待ったなしと言えます。公共調達による政策的な資源動員を通じて、地域社会の持続可能性・社会課題に取り組む様々なステークホルダーの活動を促進し、地域を元気にしていくことが必要です。

6. 日本国政府自身が SPP に積極的に取り組み、政策・枠組みを示すこと

国連ビジネスと人権指導原則の国内実施の観点で検討されている、ビジネスと人権に関する「国別行動計画（NAP）」に、公共調達を含めることが非常に重要です。日本政府は、持続可能性に配慮した公共調達に関する包括的な政策・枠組みを、NAP を発表する 2020 年中に作成し計画に含め、東京 2020 の調達に関するレガシーを引き継いでいくべきです。同時に、SDGs 推進の施策においても、公共調達の政策的な役割を十分に踏まえた議論や見直しをするべきと考えます。

セルフチェックリスト

Self-Assessment Questionnaire (SAQ)

<概説>

- ✓ このセルフチェックリストは、公共調達に参画する企業・組織が、本項で掲げている項目について、実施できているか否かを確認する、自己チェックを行うための質問例のリストとして作成しました。
- ✓ 一方、行政担当者が、入札に参加する企業・組織に対する評価項目やリスクアセスメントの一つとして（例えば、入札参加心得・資格の審査、総合評価落札方式の評価基準等に）取り入れていただくことも想定しています。
- ✓ 良い選択肢には+点、悪い選択肢には-点を付与するのが望ましいと思われます（全体として総合点がマイナスにもなり得ます）。点数の傾斜配分はそれぞれの運用次第ですが、各地域社会にとって優先課題に該当する項目は多く配点する等の工夫も考えられます。
- ✓ 欧州（例えばスウェーデン）における公共調達では、環境分野だけでなく、民間監査機関に委託して社会監査も実施されています。地域貢献を称する企業にさらなる取り組みを促す意味で、このような質問リストへの回答を踏まえた実地監査の実施も、SDGs 時代における持続可能な地域社会には求められてくるでしょう（すでに地域貢献企業認証制度を導入する横浜市では、民間監査員が認証基準に従い、企業を審査しています）。

本ガイドブックでは、これまで社会的責任に関するセルフチェックリストで取り上げられることの少なかった「A.持続可能な地域社会」及び「B.責任ある事業活動」に関する項目について、具体的な取り組みの参考としていただけるよう、質問を掲載します。「C 環境」「D 法令遵守・マネジメントシステム」については、広く活用されている他のセルフチェックリストを参考にしてください。

A. 持続可能な地域社会（合計 19 項目）：計 57 点

- A1. 地域経済への貢献（4 項目）
- A2. 地域社会への貢献（5 項目）
- A3. 人権（10 項目）

B. 責任ある事業活動（合計 28 項目）：計 84 点

- B1. 労働（9 項目）
- B2. 安全衛生（10 項目）
- B3. ビジネス倫理（9 項目）

（質問総数：47）

<参考文献>

- RBA 行動規範 ver6.0、VAP 監査マニュアル
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会持続可能性に配慮した調達コード（第 3 版）
- さいたま CSR 企業認定制度チェックリスト
- 子どもに影響のある広告およびマーケティングに関するガイドライン



A. 持続可能な地域社会

A1. 地域経済への貢献

A1.1 地域の雇用

行政や地域内の他の事業者と、従業員の雇用や労働条件・労働環境について、話し合ったり相談したりする場を持っていますか。

- ① 持っている（3点）
- ② 持っていないが、持ちたいと思っている、持つ予定である（1点）
- ③ 持ちたくない、持つ意味がわからない（-2点）
- ④ わからない（0点）

A1.2 高齢化対策

定年を設けない、または65歳以上の従業員の就労が可能な状態にありますか。

- ① 就業規則あるいは個別の契約において65歳以上の従業員の就労が認められている、（3点）
- ② 今後、就業規則あるいは個別の契約において、65歳以上の従業員の就労を可能にしたい（1点）
- ③ 65歳以上の従業員の就労は認められていない（-2点）
- ④ わからない（0点）

A1.3 雇用における包摂性への配慮

障害者をはじめとした、社会的に弱い立場に置かれがちな人々が働きやすい労働環境を整備し雇用していますか。

- ① すべての人々が働きやすい労働環境を整備し、障害者や社会的に弱い立場の人を雇用している、あるいは過去に雇用していた（3点）
- ② 障害者や社会的に弱い立場の人を今後雇用したいと考えている（1点）
- ③ 障害者や社会的に弱い立場の人を雇用する予定はない（-2点）
- ④ わからない（0点）

A1.4 地域産品の積極的な活用

事業に使用する資材や物品を調達する際、地域内事業者からの調達を意識し、優先的に調達していますか。

- ① 地域内事業者からの調達を意識し、優先的に調達している（3点）

- ② 今後は、地域内事業者から優先的に調達していきたい（1点）
- ③ 地域内事業者からの調達を意識していない（-2点）
- ④ わからない（0点）

A2. 地域社会への貢献

A2.1 防災協力

地域社会の安心・安全に関心を持ち、災害時応援協定や防災市民組織等との協力など、行政や市民との連携の中で防災活動に取り組んでいますか。

- ① 災害時応援協定や防災市民組織等との協力など防災活動にすでに取り組んでいる（3点）
- ② 地域社会の安心・安全に関心を持ち、防災活動に取り組みたい、取り組む予定である（1点）
- ③ 地域社会の安心・安全に関心はない（-2点）
- ④ わからない（0点）

A2.2 子育て支援、少子化対策

従業員またはその家族の妊娠・出産・育児・介護・看護その他健康状態に配慮した労働環境を整備していますか。

- ① 就業規則等において、従業員またはその家族の健康状態に配慮した労働環境を整備している（3点）
- ② 明文化はされていないが、従業員、またはその家族の健康状態に配慮している（1点）
- ③ 従業員、またはその家族の健康状態に配慮したことはないしする予定はない（-2点）
- ④ わからない（0点）

A2.3 ワークライフバランス

仕事と生活との調和（ワークライフバランス）に配慮し、有給休暇取得の促進や超過勤務時間減少の推進等の具体的な取り組みを行っていますか。

- ① ワークライフバランスに配慮し具体的な取り組みを行なっている（3点）
- ② 配慮の必要性を感じ、今後具体的な取り組みを行う予定である（1点）
- ③ 配慮の必要性を感じていない（-2点）
- ④ 行っていない（0点）

A2.4 環境美化活動

地域内の環境に関心を持ち、地域と協力して地域環境の保

全や美化に取り組んでいますか。

- ① 組織として、地域と協力しながら地域環境の保全・美化活動を行なっている（3点）
- ② 役員が地域環境の保全・美化活動を行なっている、または従業員の自発的な活動を促進している（1点）
- ③ 地域内の環境に関心を持ったことがない（-2点）
- ④ 組織としても個人としても地域環境の保全・美化活動は行なっていない（0点）

A2.5 地域社会との連携・協働

地域における事業所の役割を意識し、地域づくりのために事業所のできることに取り組んでいますか。

- ① 組織として、地域づくりのための活動に取り組んでいる（3点）
- ② 役員が地域づくりのための活動に取り組んでいるまたは従業員の自発的な活動を促進している（1点）
- ③ 地域における事業所の役割について意識したことはない（-2点）
- ④ 組織としても個人としても地域づくりに関する活動は行なっていない（0点）

A3. 人権

A3.1 国際的な人権基準の遵守

世界人権宣言、ILO条約、国連ビジネスと人権指導原則等の国際的な人権法令・原則を踏まえた、組織としての人権尊重の方針がありますか。

- ① 人権方針がある（3点）
- ② 人権方針を策定中である（1点）
- ③ 人権方針はない（-2点）
- ④ わからない（0点）

A3.2 人権デューデリジェンス

ビジネス活動において、組織の内外における人権侵害に直接的・間接的に関与・加担することを防止するため、国連ビジネスと人権指導原則を踏まえ、人権デューデリジェンス、または類似の人権リスク評価の取り組みを導入し実施していますか。

- ① 導入・実施している（3点）
- ② 導入・実施することを検討している（1点）
- ③ 導入・実施していない（-2点）
- ④ わからない（0点）

A3.3 差別の排除

あらゆる差別を防止するための方針が文書化されていますか。

- ① 差別防止の方針がある（3点）
- ② 差別防止の方針が他の方針に部分的に含まれている、または方針を策定中である（1点）
- ③ 差別防止の方針はない（-2点）
- ④ わからない（0点）

A3.4 ハラスメント防止

労働者に対するハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント）を防止する研修を実施していますか。

- ① すべての労働者に研修を実施している（3点）
- ② 一部の労働者に研修を実施している（1点）
- ③ 研修を実施していない（-2点）
- ④ わからない（0点）

A3.5 女性の権利

女性活躍支援（キャリア支援等）の具体的なプログラムを実施していますか。

- ① 実施している（3点）
- ② 検討中である（1点）
- ③ 実施していない（-2点）
- ④ わからない、該当しない（0点）

A3.6 地域住民の権利

事業プロセスにおいて地域住民の権利が侵害されていないか確認する取り組み（住民との意見交換等）、または異議申し立てができる制度がありますか。

- ① 取り組みと制度がある（3点）
- ② 取り組みがあるが制度はない（1点）
- ③ 取り組みや制度はない（-2点）
- ④ わからない、該当しない（0点）

A3.7 障害者の権利

障害者の権利に配慮し、障害者を雇用していますか。

- ① 雇用している（3点）
- ② 雇用したいが準備ができていない（1点）
- ③ 雇用する予定はない（-2点）
- ④ わからない（0点）



A3.8 子どもの権利

子どもが接する可能性がある製品・サービスの提供や保護者への支援等を通じて、子どもの健全な成長を支援する具体的なプログラム・取り組みを実施していますか。

- ① 実施している（3点）
- ② 検討中である（1点）
- ③ 実施していない（-2点）
- ④ わからない、該当しない（0点）

A3.9 ダイバーシティ・インクルージョン

社会的少数者（外国人・移民労働者、LGBT 等）の労働者が不利益を被らないよう、プライバシー保護、相談窓口の設置、意識啓発等の取り組みを実施していますか。

- ① 実施している（3点）
- ② 実施することを検討している（1点）
- ③ 実施する予定はない（-2点）
- ④ わからない、該当しない（0点）

A3.10 苦情処理メカニズム・救済へのアクセス

人権侵害を受けた組織の内外の人が、不利益を被ることなく匿名性が担保された形で通報できる窓口がありますか。

- ① 匿名で通報できる窓口がある（3点）
- ② 匿名ではないが通報できる窓口がある（1点）
- ③ 窓口はない（-2点）
- ④ わからない（0点）

B.責任ある事業活動

B1. 労働

B1.1 強制労働

あらゆる強制労働（債務労働含む）、人身取引・現代奴隸による労働力を用いていないことを確認する具体的な手段やプログラムがありますか。

- ① ある（3点）
- ② 検討している（1点）
- ③ 特に配慮していない（-2点）
- ④ わからない（0点）

B1.2 児童労働

最低就業年齢に満たない労働者がいないことを確認する具体的な手段やプログラムがありますか。

- ① ある（3点）
- ② 検討している（1点）
- ③ 特に配慮していない（-2点）
- ④ わからない（0点）

B1.3 差別

労働者本人の能力と直接関わりのない、年齢、性別、出身地、国籍等の違いにより、採用、待遇、昇進等において差別が生じないよう規定する人事方針やプログラムがありますか。

- ① ある（3点）
- ② 検討している（1点）
- ③ ない（-2点）
- ④ わからない（0点）

B1.4 労働時間

法定限度や労使協定で決められた労働時間、また国際的に標準とされる限度（労働時間が最大週60時間が目安）を超えた長時間労働が生じないよう、労働時間を適切に管理するプログラムがありますか。

- ① ある（3点）
- ② 検討している（1点）
- ③ ない（-2点）
- ④ わからない（0点）

B1.5 報酬・福利厚生

労働者の賃金が、最低賃金以上で、罰金による減額がなく、適切に計算された形で、遅滞なく支払われていますか。

- ① 上記をすべて満たした形で支払われている（3点）
- ② 部分的に満たした形で支払われている（1点）
- ③ すべて満たしていない（-2点）
- ④ わからない（0点）

B1.6 女性の働きやすさ

女性労働者が働きやすい職場・労働環境づくりのため、具体的な取り組みを行い、公的な認証（えるばし、くるみん、その他自治体の認証等）を取得していますか。

- ① 取り組みを進め、認証を取得している（3点）
- ② 認証はないが、具体的に取り組んでいる（1点）
- ③ 取り組んでいない（-2点）
- ④ わからない、該当しない（0点）

B1.7 若年労働者・妊産婦労働者への配慮

若年労働者や妊産婦労働者に対して、健康や安全を脅かすことがないよう、労働時間や業務内容など具体的な配慮を実施していますか。

- ① 実施している（3点）
- ② 検討中である（1点）
- ③ 実施していない（-2点）
- ④ わからない、該当しない（0点）

B1.8 結社の自由

労働組織または労働組合、またはその他の団体交渉組織に労働者が自由に参加できる方針がありますか？

- ① 方針がある（3点）
- ② 方針を検討している（1点）
- ① 方針はない（-2点）
- ② わからない、該当しない（0点）

B1.8 外国人労働者（技能実習生含む）

外国籍の労働者（技能実習生を含む）に関して、法令違反、不当な低賃金・減額、その他人権侵害がないことを確認する具体的な取り組み・プログラムがありますか。

- ① ある（3点）
- ② 検討している（1点）
- ③ ない（-2点）
- ④ わからない、該当しない（0点）



B2. 安全衛生

B2.1 職務上の安全

労働者の職場における安全衛生に関するリスクの特定と適切な対策が取られていますか。

- ① リスクを特定し適切に対策をとっている（3点）
- ② リスク評価はしていないが対策はとっている（1点）
- ③ 特に何もしていない（-2点）
- ④ わからない、該当しない（0点）

B2.2 緊急時の備え（緊急対策計画、避難訓練等）

緊急時の対策計画を策定し、緊急時を想定した適切な避難訓練等が実施されていますか。

- ① 対策計画策定、避難訓練を法令に基づき実施している（3点）
- ② 対策計画を策定し、避難訓練を実施しているが、十分ではない（1点）
- ③ 特に何もしていない（-2点）
- ④ わからない（0点）

B2.3 労働災害・疾病

労働災害・疾病が起きた際、その原因を特定し、適切な対策をとっていますか。

- ① 法令に基づき適切に対応している（3点）
- ② 対応しているが、対策は十分ではない（1点）
- ③ 特に対策はしていない（-2点）
- ④ わからない（0点）

B2.4 産業衛生

労働者への安全衛生リスクの評価に基づき、適切に個人用の保護具（PPE）が提供・使用されていますか。

- ① 適切に提供・使用されている（3点）
- ② 提供されているが、使用が適切ではない（1点）
- ③ 特に何もしていない（-2点）
- ④ わからない、該当しない（0点）

B2.5 身体に負荷のかかる作業への配慮

労働者の身体に負荷のかかる作業（反復作業、長時間作業、力の要る作業等）に関して、負担が軽減されるような配慮・対策を実施していますか。

- ① 十分実施している（3点）
- ② 実施しているが、十分ではない（1点）
- ③ 特に実施していない（-2点）
- ④ わからない、該当しない（0点）

B2.6 危険労働に対する配慮（若年、女性、妊娠婦労働者）

若年労働者、女性労働者、妊娠・育児中の女性労働者に対して、安全・健康上のリスクがある業務に就かせないような対策を実施していますか。

- ① 実施している（3点）
- ② 実施しているが十分ではない（1点）
- ③ 特に何もしていない（-2点）
- ④ わからない、該当しない（0点）

B2.7 機械等の安全対策

生産機械等に関して安全性の評価を実施し、適切なリスク対策を実施していますか。

- ① リスク評価を行い、適切に対策をとっている（3点）
- ② リスク評価はしていないが、対策をしている（1点）
- ③ 特に何もしていない（-2点）
- ④ わからない、該当しない（0点）

B2.8 衛生設備（トイレ、食堂、住居等）

労働者に対して、清潔で安全な衛生設備、食事のための施設、社員寮などが提供されていますか。

- ① 清潔で安全な設備が提供されている（3点）
- ② 提供されているが、安全衛生面で十分ではない（1点）
- ③ 特に提供していない（-2点）
- ④ わからない、該当しない（0点）

B2.9 安全衛生に関するコミュニケーション

職場の安全衛生に関して、労働者が理解できる言語・内容で、十分な情報提供と研修が行われていますか。

- ① 行われている（3点）
- ② 情報提供や研修はしているが、十分ではない（1点）
- ③ 特に何もしていない（-2点）
- ④ わからない、該当しない（0点）

B2.10 安全衛生に関する認証取得（OHSAS18001、ISO45001）

安全衛生に関する外部の認証（OHSAS18001、ISO45001等）を取得していますか。

- ① 取得している（3点）

- ② 取得見込みである（1点）
- ③ 取得していない（-2点）
- ④ わからない、該当しない（0点）

B3. ビジネス倫理

B3.1 ビジネス倫理方針

ビジネス活動全般にわたり、あらゆる種類の贈収賄、腐敗等を一切禁止する方針を有し、その周知徹底をしていますか。

- ① 方針があり、研修等で周知徹底している（3点）
- ② 方針はあるが、研修等での周知はしていない（1点）
- ③ 方針はない（-2点）
- ④ わからない（0点）

B3.2 不適切な利益の排除

賄賂またはその他の不適切な利益を得るために手段を利用していないことを確認するための、内部監査等のモニタリングを実施していますか。

- ① 実施している（3点）
- ② 実施することを検討している（1点）
- ③ モニタリングしていない（-2点）
- ④ わからない（0点）

B3.3 公正な取引慣行

公正な取引慣行（独占禁止法や下請法を遵守し、ダンピング、買い叩き、談合等の不公正、反競争的な取引きをしない等）の方針があり、その周知徹底をしていますか。

- ① 方針があり、研修等で周知徹底している（3点）
- ② 方針はあるが、特に周知徹底はしていない（1点）
- ③ 方針はない（-2点）
- ④ わからない（0点）

B3.4 情報開示

事業活動、組織構造、財務状況、および業績等に関する情報を、適用される規制に従って正確に開示するためのプログラムや手順があり、それを実施していますか。

- ① プログラム・手順があり実施している（3点）
- ② プログラム・手順はあるが十分実施していない（1点）
- ③ 特に何もしていない（-2点）
- ④ わからない（0点）

B3.5 知的財産

知的財産を保護するための方針を策定し、必要なプログラム・手順を実施していますか。

- ① 方針があり、プログラム・手順を実施している（3点）
- ② 方針はあるが、プログラム・手順は実施していない（1点）
- ③ 方針はない、特に何もしていない（-2点）
- ④ わからない（0点）

B3.6 責任あるマーケティング

不当表示の防止や、「子どもに影響のある広告およびマーケティングに関するガイドライン」等を含む、責任あるマーケティングを行うための方針や具体的な取り組みを有していますか。

- ① 方針があり、取り組んでいる（3点）
- ② 方針はないが、取り組んでいる（1点）
- ③ 何もしていない（-2点）
- ④ わからない、該当しない（0点）

B3.7 内部告発における報復の排除

内部告発者の機密性、匿名性が担保され、報復の恐れなしに不正等を告発できるプロセスを確立し、組織内部に周知していますか。

- ① 適切なプロセスがあり、周知している（3点）
- ② 適切なプロセスはあるが、周知は十分ではない（1点）
- ③ プロセスがない（-2点）
- ④ わからない（0点）

B3.8 責任ある資源調達（紛争鉱物）

紛争鉱物（3TG：タンタル、錫、タンゲステン、金）に関して、その使用を回避する適切な方針と使用可能性の有無の把握を行っていますか。

- ① 方針があり、使用可能性を把握している（3点）
- ② 方針はあるが、使用可能性は把握していない（1点）
- ③ 何もしていない（-2点）
- ④ わからない、該当しない（0点）

B3.9 プライバシー・個人情報保護

プライバシー保護、個人情報保護に関して、適切な方針を有し、法令の遵守を確実にするプログラム・手順を実施していますか。

- ① 方針があり、プログラム・手順を適切に実施している（3点）
- ② 方針があるが、プログラム・手順は十分実施していない（1点）
- ③ 何もしていない（-2点）
- ④ わからない（0点）

地域貢献や社会的責任に関する自治体独自の認証制度

地域に貢献する企業や社会的責任に取り組む企業を、自治体が客観的に評価し、認証を与え、公共調達においても優遇する制度が全国に広がっています。持続可能な地域づくりには、地域経済の担い手である地域企業の持続的な成長が不可欠であり、地域企業の公正な発展は地域社会に様々な価値をもたらします。

防災協力、子育て支援、ワークライフバランス、女性活躍推進、障害者雇用支援、環境対策等、地域貢献や社会的責任への取り組みは、行政の政策課題の解決に貢献するとともに、地域住民の満足度の向上につながります。地域独自の認証制度は、地域社会から必要とされる企業のための、わかりやすい道標と捉えることができるのではないかでしょうか。

以下に、全国の自治体独自の認証制度の中で、2018年2~3月にCSOネットワークが実施した『公共調達・公契約条例と地域の持続可能性に関する全国自治体アンケート調査』にご回答いただいたものを中心にご紹介します。（認証要件・認証参加要件、認証のインセンティブについては、主要なものを掲載しています。）

地域貢献・社会的責任全般

横浜市	横浜型地域貢献企業（横浜企業経営支援財団による認証）
 YOKOHAMA 企業数：459社 2018年4月1日現在	<p>（認証要件・認証参加要件）</p> <p>① CSRシステムの構築（システム評価） ② 一定の項目数を超える地域貢献への取組み（地域性評価） (http://www.idec.or.jp/keiei/csr/#p5)</p> <p>* 次のいずれにも該当する事業者（法人、組合又は青色申告事業者） 横浜市内で3年以上継続して事業を営んでいる。/ 横浜市内に本社、または事業所を有している。/ これまでに黒字決算が1回以上あること。/ 横浜市税（法人市民税）を納付していること。</p> <p>（認証のインセンティブ）</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 横浜市の公共工事及び委託（いずれも一部の種目に限る）の入札の際に、インセンティブ発注の対象となる。◆ 融資・ローン面での優遇◆ 認定証・認定マークの付与、認定企業間のネットワーク、認定企業の交流会を年1~2回、認定企業限定セミナー実施、認定企業を対象にした大学教授や実務家など専門家による最新のテーマの講義を、年に数回無料で受講可能、広報支援、継続的経営コンサルティングの利用料優遇、横浜市中小企業製造業設備投資等助成制度の資格要件緩和
さいたま市	「さいたま市CSRチャレンジ企業」認証制度
	<p>（認証要件・認証参加要件）</p> <p>① 「CSRチェックリスト」において、一定の基準を満たすこと。</p> <p>* 次のいずれにも該当する中小企業（下表を参照）、有限責任事業組合、投資事業有限責任組合、中小企業等共同組合又は農事組合法人が対象。さいたま市内に本社又は本店があること。/ さいたま市内において3年以上継続し、かつ申請日現在においても引き続き事業を営んでいること。/ 直近2期以上で継続して「債務超過かつ赤字」でないこと等</p>

 <p>さいたま市 CSR チャレンジ企業 2018 年度認証企業 11 社</p>	<p>(認証のインセンティブ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ さいたま市による企業 PR 支援（市報さいたま、「CSR チェックリスト」においてさいたま市プレスリリース、さいたま市ホームページ等による企業名、企業概要、CSR 活動内容等の紹介。その他、さいたま市が出展する展示会での企業紹介等を実施） ◆ 認証企業や市内外の CSR 実践企業が集う「さいたま市 CSR コミュニティ」への参加（コミュニティ限定の CSR 経営に関する勉強会（経営者、従業員ともに参加可の予定）の開催、CSR 課題に応じたビジネスマッチング機会の提供。） ◆ 建設工事及び一部業務委託の競争入札参加資格に関する発注者別評価項目で加点対象
<p>宇都宮市</p>	<p>宇都宮まちづくり貢献企業（宇都宮 CSR 推進協議会による認証）</p>
	<p>(認証要件・認証参加要件) CSR 活動に取り組み、次のすべてに該当する企業・事業所（ただし、社会貢献を主な目的とする事業所や社会福祉法人は除く）</p> <p>* 市内に本社事業所がある。/ 市内で 1 年以上継続して事業を営んでいる。/ 市税を滞納していない。</p> <p>(認証のインセンティブ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 入札優遇制度「建設工事に係る総合評価落札方式」における技術評価に加点、入札参加資格審査項目に加点 ◆ 低利融資制度「まちづくり貢献企業支援資金」 ◆ 認証書・マークの付与、CSR ホームページ等による認証企業の PR、CSR に関する研修会等の開催、協働関連の取組に関する CSR 活動の情報提供
<p>福岡市</p>	<p>社会貢献優良企業優遇制度</p>
 <p>企業数：483 社 (5 事業合計) 2018 年 5 月 17 日現在</p>	<p>(認証要件・認証参加要件)</p> <p>① 地場企業（本市に本店を有する企業）で、「平成 28・29・30 年度福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」に登載済又は平成 30 年 8 月 1 日に新規で登載予定であること。 ② 対象事業ごとに認定基準が異なる。 * 障がい者雇用促進事業：障がい者雇用率 4% を達成している企業 * 環境配慮型事業所支援事業：ISO14001、エコアクション 21 の認証取得企業 * 次世代育成・男女共同参画支援事業：独自の評価項目を満たしていること * 協力雇用主支援事業：協力雇用主として法務省福岡保護観察所に登録しており、期間前 1 年の間、更生保護法第 48 条に定める保護観察中の者又は同法第 85 条に定める更生緊急保護中の者を 3 か月以上雇用した企業 * 消防団協力事業所支援事業：「福岡市消防団協力事業所表示制度」において表示証の交付を受けた企業</p> <p>(認証のインセンティブ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 入札での優先指名、入札参加資格での加点など入札面での優遇（次世代育成・男女共同参画支援事業、協力雇用主支援事業、消防団協力事業所支援事業において）

* 上記のほかに、新潟県では「地域貢献地元企業」、水戸市では「水戸市優良工場認定制度」などがある。

子育て支援

神奈川県  企業数：527 社 2018年2月8日現在	神奈川県子ども・子育て支援推進条例による認証 <p>(認証要件・認証参加要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 育児・介護休業法で義務付けられている制度・処置を、社内制度として明定していること。 ② 仕事と子育ての両立支援に関する社内の責任者が明確化されていること。 ③ 子ども・子育て支援のための取組みの計画的な推進を内外に明らかにしていること。 ④ 計画内容及び事業活動が関係法令に照らし適切であること。 <p>(認証のインセンティブ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 県の建設工事及び一般委託・物品の競争入札参加資格認定における加点評価 ◆ 融資・ローン面での優遇
北海道  企業数：411 社 2017年3月7日現在	北海道あつたかファミリー応援企業登録制度 <p>(認証要件・認証参加要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 次世代育成支援対策推進法第12条に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省都道府県労働局に届出して同計画を実践していること。 ② 育児・介護休業法に定める各休業制度等と同程度以上の規定があること。 ③ 一般事業主行動計画に定める取組目標や内容など、両立支援に向けた企業の取組を明らかにし、道のホームページ等で公表することに同意すること。 <p>(認証のインセンティブ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 物品購入等の発注の際に優遇 ◆ 商工組合中央金庫と連携したローン・中小企業制度融資等 ◆ 道のホームページ等によるPR、シンボルマークの活用、優れた取組を実施している場合知事による表彰

*上記の他に、山口県の「やまぐち子育て応援企業宣言制度」「やまぐちイクメン応援企業宣言制度」、徳島県の「はぐくみ支援企業認証制度」、香川県の「子育て行動計画策定企業認証マーク」、福岡県の「子育て応援宣言企業登録制度」、大分県の「しごと子育てサポート企業」などがある。

ワークライフバランス／働きやすい職場

福島県  企業数：501 件 2018年4月27日現在 (注：「働く女性応援」中小企業認証との合計数)	福島県次世代育成支援企業認証制度 「仕事と生活の調和」推進企業認証 <p>(認証要件・認証参加要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県内において事業活動を行う県内に所在する事業所が対象。 ② 「仕事と生活の調和」取組状況チェック表の基礎項目及び評価項目の両方で要件を満たすこと。 <p>(認証のインセンティブ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 県の物品調達においての優先指名・県の建設工事等入札参加資格検査における点数加算・県が発注する工事・測量等委託業務に導入される「総合評価方式」による入札の際の評価項目 ◆ 中小企業の場合「ふくしま産業育成資金」など ◆ 社会的評価の向上、シンボルマークを活用したPR、働きやすい職場環境づくり推進助成金を利用できる。
---	--

青森県	あおもり働き方改革推進企業
 <p>企業数：61社 2018年5月15日現在</p>	<p>(認証要件・認証参加要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① あおもり働き方改革宣言企業である。 ② 法を遵守した就業規則等が定められている。 ③ 働き方改革を進める風土づくりに努めていること。 ④ 労働関係法令違反、暴力団との関係及び県税の滞納がないこと。 ⑤ 以下について取組実績がある企業（4つの認証分野：若者の経済安定、女性の活躍・継続就業、男性の家庭参画、ワークライフバランスにおける評価項目の認証） <p>(認証のインセンティブ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 金融機関借入金優遇制度の利用・県特別保証融資制度の利用 ◆ 求人票の表示、社労士派遣、企業合同説明会優遇、助成金

*上記のほかに、香川県では「かがわ働き方改革宣言」、奈良県では「社員・シャイン職場づくり推進企業」、長崎県では「誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度」などがある。

男女共同参画/女性活躍推進

山口県	男女共同参画推進事業者
 <p>企業数：575社 2018年5月11日</p>	<p>(認証要件・認証参加要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 男女共同参画に関する次のいずれかの取組を行っていること。 仕事と家庭・地域生活の両立支援 / 男女が共に働きやすい職場環境づくり / 女性の能力の活用 / その他の働く場における男女共同参画の推進 ② 法令に違反する重大な事実がないこと。 <p>(認証のインセンティブ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 県の政策入札制度の「優先指名」の評価項目の一つとして、認証事業者を採用・建設工事等競争入札参加資格審査評価項目の一つとして、認証事業者を採用 ◆ 商工中金による支援・日本政策金融公庫による支援 ◆ 広報による支援、活動支援（男女共同参画に関する各種情報の提供等）
 <p>企業 108社、団体 3団体 2018年4月1日現在</p>	<p>しまね女性の活躍応援企業</p> <p>(認証要件・認証参加要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、島根労働局に届出し、及び公表を行っていること。 ② 県外の本社において「一般事業主行動計画」を策定している場合にあっては、県内事業所において「県版行動計画」を策定し、公表を行っていること。 <p>(認証のインセンティブ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 県庁舎の清掃業務・各種警備業務委託の入札参加資格審査での加点/県の調達における受注機会の増大 ◆ 登録企業対象の補助金制度（中小企業・団体等のみ） ◆ 登録企業を県ホームページや企業説明会等でPR、登録企業対象の表彰制度

*上記のほかに、鳥取市では「男女共同輝き企業」、岡山市では「岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業認証」、北海道では「北海道なでしこ応援企業認定制度」、香川県では「かがわ女性キラサポ宣言登録制度」などがある。

障害者雇用支援

京都府	京都府障害者雇用推進企業
 <p>企業数：102 社 2018年4月1日</p>	<p>(認証要件・認証参加要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 府内に事業所があること。 ② 事業所として障害者の雇用率が3.0%以上であること。企業（国への障害者雇用状況報告を行う事業所）として障害者の法定雇用率を達成していること。 ③ 特例子会社ではないこと。 ④ 労働関係法規を遵守していること等 <p>(認証のインセンティブ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 府内の中小企業者（府内に本店、支店、営業所等を有する者）から優先して物品を調達する優先調達制度（地域貢献企業調達）の対象になる。 ◆ シンボルマークを使用した障害者雇用を積極的に推進している企業であることをPR、府のホームページで企業名、障害者雇用の取組内容を紹介

*上記のほかに、神奈川県では「かながわ障害者雇用有料企業認証」、山口県では「やまぐち障害者雇用推進企業認定制度」などがある。

環境配慮

徳島県	徳島県リサイクル認定制度
 <p>認定リサイクル製品 48 製品</p>  <p>認定 3R モデル事業所 37 事業所</p>	<p>(認証要件・認証参加要件)</p> <p>認定リサイクル製品</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 主として県内で発生した循環資源を利用し県内で製造加工される製品。 ② 循環資源の有効利用等が促進され、環境負荷の低減に配慮された製品。 ③ 環境保全のために必要な措置が講じられている製品であること。 ④ 既に県内で販売されている又は6ヶ月以内に販売されることが確実な製品。 ⑤ 別表に定める徳島県リサイクル製品品質基準に適合していること。 <p>3 R モデル事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 3 R 実践事業所：事業所で発生する廃棄物等の発生抑制、循環資源の再使用・再生利用に積極的に取り組み、著しい成果を上げている事業所 ② 3 R 開発事業所：廃棄物等の発生抑制、循環資源の再使用・再生利用に係る先進的な技術、装置及びシステム等の開発を行い、実用化し、著しい成果を上げている事業所 ③ 3 R 促進事業所：①②以外の事業所で、廃棄物等の発生抑制、循環資源の再使用・再生利用の促進に著しい成果を上げている事業所 <p>(認証のインセンティブ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 県では品質、数量、価格等を考慮の上、認定製品の優先的な調達に配慮する。 ◆ 認定マークを自社広告等に使用したPR、県による、パンフレット等を通じた、認定製品及び認定事業所の取り組みのPR

山梨県	やまなしの森づくり・CO2 吸收認証制度
 <p>(認証要件・認証参加要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 森林所有者と森林整備に関する協定（3年以上）等を締結し県内で森づくり活動を行う企業・団体 ② 協定に基づき実施する植栽、下刈り、除伐、枝打ち、間伐等の事業を実施していること。 ③ 有識者等によるCO2 吸收認証評価委員会による審査により、県内で森づくり活動を行う企業、団体の森づくり活動によるCO2 吸收量を認証する。 <p>(認証のインセンティブ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 証書の内容を広報伝宣活動に利用することができる。 ◆ 他の制度、計画等が、この制度により認証した吸收量を活用することは可能。 	

* 上記のほかに、山口県では「山口県森林整備」「CO2 削減認証制度」などがある。

若者応援

京都府	京都わかもの自立応援企業
 <p>企業数：8企業 2017年10月1日現在</p>	<p>(認証要件・認証参加要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 常時雇用する労働者が300人以下の法人又は個人事業主であって、府内に本社のある企業又は府外に本社のある企業の府内の事業所であること。 ② 支援対象者が条例第8条第5項に規定する認定基礎的就職支援計画又は条例第16条第5項に規定する認定実践的就職支援計画に基づく支援を終了してから、6箇月以内に府内の事業所において正規雇用し、現に雇用を継続していること。 ③ 支援対象者を正規雇用して3箇月を経過していること。（ただし、認証に係る申請は、支援対象者を正規雇用してから1年を経過する日まで。） ④ 若者が働きやすい職場環境づくりに向けた取組を行っていること等 <p>(認証のインセンティブ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 府内の中小企業者から優先して物品を調達する府物品調達制度（認証地域貢献企業調達）の対象になる。 ◆ 中小企業支援融資、小規模企業応援資金の融資金利0.2%引下げ ◆ 府のホームページ等において、企業名や若者雇用の取組等の紹介が可能
徳島県	徳島県奨学金返還支援サポート企業認証制度
 <p>企業数：4企業 2017年度</p>	<p>(認証要件・認証参加要件)</p> <p>「徳島県奨学金返還支援基金」に対して50万円以上の寄附すること。</p> <p>(認証のインセンティブ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 融資・ローン面での優遇 ◆ 企業等の名称を県のホームページに掲載しPR。 ◆ 大学生等を対象とした事業所見学会の対象企業となる。 ◆ 県と就職支援協定を締結した関西圏の大学に企業等の情報提供。 ◆ 県が主催する就職ガイダンスへの優先配席。 ◆ 奨学金返還支援助成候補者（大学生等）の連絡先等の情報を提供。（助成候補者の個人情報は、企業情報や求人情報の提供以外に利用することは出来ない。）

海外視察報告

EcoProcura 2018

EcoProcura は、サステナブル調達（sustainable procurement）、循環型調達（circular procurement）、イノベーション調達（innovation procurement）に関する最新の戦略や実践的解決策について、政府、サプライヤー、政策立案者などによる交流および対話の促進を目的に開催される国際会議である。ICLEI Europe と欧州委員会が主催し、ヨーロッパの公的機関や自治体関係者が参加者の多くを占める。



EcoProcura では毎回異なるテーマを掲げており、初期の会議では環境面を重視した公共調達のあり方が議論されていたが、近年はサステナブル調達に重点が移るとともに、調達によるイノベーション（public procurement of innovation）やサーキュラーエコノミーとの関連も注目されている。

CSO ネットワークでは、欧州における持続可能な公共調達の自治体レベルの実施状況と課題を学び、国内の情報発信の参考にするために、グリーン購入ネットワーク（GPN）とともに参加した。

1. 開催概要

開催日	2018年10月3日（水）～5日（金）
場 所	オランダ・ナイマヘン市 De Vereeniging コンサートホール／会議室
主 催	ICLEI Europe、ナイマヘン市、欧州委員会、オランダ社会基盤・水資源管理省、オランダ公共調達専門技術センター（PIANoo）
後援・協力	TCO Certified、FSC (the Forest Stewardship Council®)、e Green Electronics Council (GEC)
出席者	自治体、国際機関、政府機関、環境ラベル／認証機関、NPO、企業、コンサル等、約320名

2. プログラム

EcoProcura2018 のプログラムは、全体会合、分科会セッション、マーケットラウンジ*で構成されている。CSO ネットワークはインフォメーションコーナーにて、『持続可能な公共調達に関する全国自治体アンケート調査』等の活動について情報発信を行った。



* EcoProcura に特徴的なプログラム。戦略調達の取り組みに関する情報提供や意見交換を行うグループ討議のこと。ファシリテーターを務める話題提供者が 20 分間のグループ討議を 3 回実施する。

今回のテーマである戦略的調達（strategic procurement）とは、持続可能性を実現するためのイノベーションの促進に公共調達を活用したり、社会的責任を果たす公共調達を奨励したりすることと定義され、2014 年の会合で初めて扱われたテーマである。戦略的調達の事例はまだ少なく、指導者による支援の欠如や調達者のスキルの欠如が普及の障壁となっている。今回の会合では、これらの課題を克服する上で不可欠な行動の変化が主な焦点となった。



表 1 EcoProcura 各回の開催年、場所、およびテーマ

開催年・場所	テーマ
1998年（ドイツ・ハノーバー）	環境配慮型製品と環境ラベル
1999年（スペイン・ビルバオ）	グリーン調達と環境マネジメント
1999年（デンマーク・コペンハーゲン）	廃棄物処理、水資源保護、グリーン調達
2000年（フランス・リヨン）	公的機関のグリーン化と環境責任調達
2003年（スウェーデン・ヨーテボリ）	欧州全体の環境調達の主流化
2006年（スペイン・バルセロナ）	サステナブル調達の実践方法
2009年（アイスランド・レイキャビク）	気候変動対策としてのサステナブル公共調達
2012年（スウェーデン・マルメ）	サステナブル調達とイノベーションの実践
2014年（ベルギー・ゲント）	サステナビリティとイノベーションと費用効果：調達の推進
2018年（オランダ・ナイメヘン）	サステナブル調達・戦略的調達・イノベーション調達

3. 会議内容（抜粋）

1日目：10月3日（水）

全体会合 2 : Using procurement more strategically?

登壇者 : Irmfried Schwimann, Deputy Director-General, Internal Market, Industry
Entrepreneurship and SMEs, European Commission

はじめに、Schwimann 氏が 2017 年 10 月に公表された通知文書 Making Public Procurement work in and for Europe について紹介し、公共調達は政策課題を解決するための手段であり、従って、税金の使途を検討するだけでなく、社会的責任を果たす市場の形成に寄与する必要があると述べた。現在、公共調達にかかる費用は EU の GDP の 14%を占めており、公的機関は公共調達を戦略的に活用することで、より革新的、持続的、包括的、かつ競争力のある経済に公金を使い、貢献することができる。欧州委員会は、2018 年末までに戦略的調達の拡大、公共調達担当者の専門化、調達市場へのアクセスの向上、データの透明性および統合性の改善、調達の電子化、共同調達の促進を進めるとしている。

続く、パネルディスカッションでは、戦略的調達を達成する手段としてどのように調達が発展するかを議論した。2014 年の EcoProcura が開催されたベルギー・ゲント市では、サステナブル調達や戦略的調達を自治体のアジェンダとして認識し、チームを結成して実績を積んでいるが、行政全体でこれらを重視し続けることは容易ではなく、更なる進展を目指すためには政策目標が必要であると考えている。

パネラーとして加わった ICLEI の Hidson 氏は、戦略的調達を進めるにあたり、実務者は政治的、構造的、資金的な困難に立ち向かうだけでなく、法令や基準を理解し、要望や質問に答えなければならない立場にあるが、EcoProcura の参加者には変革者として行動してもらいたいと激励した。

2日目：10月4日（木）

全体会合 4 : Culture and behavioural change: are you willing and able?

登壇者：Dr. Jolien Grandia, Assistant Professor, Erasmus School of Social and Behavioural Sciences, Erasmus University Rotterdam, The Netherlands Maria Pagel Fray, Special Advisor on Environmental and Climate Issues, City of Copenhagen, Denmark Dóra Anna Kókai, Head of Project Management Unit, Municipality of Budapest, Hungary

Jolien Grandia 博士は自身の研究に基づき、サステナブル調達を実践する上で重要な要素として知識、組織に合ったサステナブル調達の考え方、手順、チェンジ・エージェントの 4 点を挙げた。チェンジ・エージェントとは変革者を意味するが、サステナブル調達においては個人あるいはグループがチェンジ・エージェントになり得る。チェンジ・エージェントの役割は、アイディアを形にしたり、サステナブル調達の可能性を伝えて人を動かしたり、情報を収集して共有したり、助言を与えたり、問題を解決したりすることである。自らが組織のチェンジ・エージェントになると決めた場合、成功の秘訣は三つある。一つ目は先を見越して行動し、入札書類を作成する段階まで待たずに同僚と話をすること、二つ目は同僚やサプライヤーと実際に会うなど個人的な関係を築くこと、三つめは最善の調達計画において持続可能性を実現するために選択的になることである。

続いて、コペンハーゲン市の特別顧問である Maria Pagel Fray 氏が、同市のグリーン公共調達（GPP）に関する組織的行動について紹介した。コペンハーゲン市の年間予算は 18 億ユーロで、7 つの行政機関それぞれに調達担当部署があり、市全体で 45,000 人の職員を抱えている。組織が目標を達成する際の戦略レベルは、strategic、tactical、operational の 3 段階に分けられるが、コペンハーゲン市では strategic レベルの戦略として資源・廃棄物管理計画、グリーンモビリティ、CPH2025 気候変動計画などを展開している。また、tactical レベルの戦略としては環境ラベル製品・サービスの調達に関する新規政策や EU による BuyZET プロジェクト¹への参画、operational レベルでは環境基準ガイドラインの策定や入札プロセスの支援が挙げられる。GPP を実践する上で重要なのは目標を設定することであるが、そこには組織の上層部に目標の理解を促し、その目標を達成したいと思わせ、達成できるように支援し、実践に移すことまで含まれる。

次に、ブダペスト市の Dóra Anna Kókai 氏が同市の SPP 目標を紹介した。2018 年にイクレイのメンバー

¹ <http://www.buyzet.eu/>

になったブダペスト市では、2018 年末までに市内に 169 の電気自動車用充電器を導入するほか、2020 年までに新規に調達する自動車の 70%をクリーンエネルギー自動車にし、CO₂ 排出量を 21%削減し、調達の評価基準の 30%をサステナブル原則に基づくものにし、少なくとも年に一度は職員向けの研修を実施するなどの目標を掲げている。これらの目標を達成するために、短期的および中期的行動計画を策定している。具体的な短期計画としては、EU 指令に基づく入札の電子化、電気自動車の購入と充電設備の設置、公共調達におけるサステナビリティ性能の評価の継続などがある。中期計画としては、専門的スキルを持つ人材の雇用、省エネや持続可能性に関する職員の意識啓発、国際イニシアチブへの参加などを打ち出している。また、既にバイクシェアリングや公共交通機関の整備を通じて CO₂ の削減を実践している。

経済団体 Amfori の Lorenz Berzau 氏は、持続可能性や社会的責任について同団体のメンバー企業の理解が進まない状況は公共調達が直面する課題と類似していると述べた。製品の生産現場を訪れ、工場の労働環境を知ることで、数多くの企業が社会的責任に対する認識を改めた事実にも言及し、課題を解決するためには同様の課題を抱える人と知見を共有し協力すること、組織のトップの支持を得ること、組織に働きかけることが重要であると強調した。

パネルディスカッションでは、企業との関係や行動の変化について登壇者がコメントした。SPP の取組に着手して間もないブダペスト市では市場の準備ができていることを確認し、SPP を周知するとともに公共調達が生み出す価値を調達担当者に伝え、長期目標を達成するための手段として公共調達を位置付けている。一方、エコラベル製品の調達を目標にしているコペンハーゲン市は、企業の理解を得るためにも対話が重要であると認識している。Jolien Grandia 博士は、オランダでは 10 年以上前に行政機関の食堂でオーガニック乳製品の調達が始まったことがきっかけで小売事業者もオーガニック食材を販売するようになり、今ではオーガニックではない牛乳を探す方が難しいという事例を紹介した。

最後に、Lieve Bos 氏が公共部門における近代化促進の取組を紹介し、文化面や行動面の変革を誘発するには、具体的な調達技術の活用、研修・支援、戦略目標、行動計画、インセンティブなどが有効であると述べた。それぞれの誘発要因について、EU 加盟国あるいは EU 全体ではさまざまな取組が行われているが、欧州委員会は加盟国間の情報共有や連携を促進するとともに、地域全体のプログラムを開催している。たとえば戦略目標の対象となる分野は環境、医療、交通、建設、安全保障、教育、郵便など多岐にわたり、各国が独自の分野で CO₂ 排出削減目標を設定しているが、ヨーロッパ全体ではクリーン自動車指令や公共調達指令がこれに当たる。研修・支援の例では各国のコンピテンスセンターのネットワークとして PROCURE2INNOVATE プロジェクト²があり、公共調達担当者が ICT を活用して公共サービスを近代化するための研修を提供している。このほか、研究やイノベーションプロジェクトを対象に助成を行う Horizon2020³では、公益事業における ICT ソリューションや医療部門のデジタル化などさまざまなプロジェクトを支援している。

² <https://www.innovation-procurement.org/projects/procure2innovate/>

³ <https://ec.europa.eu/programmes/horizon2020/en/>

分科会：People, Process & Performance – bringing it all together

2 日目の分科会では、サステナブル調達、循環型調達、イノベーション調達および戦略的調達を推進するためのイニシアチブ、アプローチ、優良事例、ツールについて、組織文化や行動の変化を絡めて下記の 6 つのテーマが取り上げられた。セッション 5：国際展望：自治体間の連携では CSO ネットワークが事例紹介を行った。



セッション 1 では、SPP の影響評価のさまざまな事例や手段が紹介された。SPP を推進するためには、その成果を示すことが有効であることは広く認識されているが、影響評価の手段が確立されているわけではない。評価項目や手段は国によって異なり、明確なベースラインがないことが課題である。

2017 年に公表された国連環境計画の SPP グローバル・レビューの調査によると、SPP の評価を実施する国は徐々に増えているが、その手法や評価項目は多岐にわたる。デンマークやフィンランドでは事例研究、フランスでは社会的統合、日本や韓国では環境ラベル製品の CO₂ 削減効果が評価の対象となっている。

オランダでは、市場に変化をもたらすためには持続可能な製品を求めるのではなく実際に購入する必要があるという考え方の下、調達者の専門性の向上、政治公約、実証実験、モニタリングを重視しており、8 つの製品・サービス分野（電気、ガス、太陽光パネル、公用車、輸送サービス、輸送契約、出張、制服）を対象に SPP の成果が検証された。これらの製品・サービスの入札の 39% でより厳しい入札基準や要件が適用され、その結果、2015 年から 2016 年にかけて少なくとも 490 万トン CO₂ 排出削減効果があった。これは、一般家庭 60 万戸分の年間排出量に相当する。この他、有害物質の排出削減、リサイクルの促進、雇用機会の創出などの効果が確認され、SPP の成果は 8 分野をサンプルとする基礎データから算定できることが示された。一方で、制服の数量や重量など一部のデータは十分に集まらなかつたことや、市場の製品よりも入札仕様書の条件が低い場合は SPP の効果が保証されないという課題も残されている。

スウェーデンでは、自治体協議会が運営する SKL Kommentus Inköpscentral AB（以下、SKL Kommentus）という公営企業が自治体のために公共調達のコンサルティングや社会監査を実施している。このような体制の背景には、SPP を実施するにあたり調達先に社会的および倫理的要件を課す必要があるものの、自治体の多くは調達担当者が一人しかいないため、独自に調達基準を策定するのは難しいという状況がある。SKL Kommentus は世界人権宣言や児童の権利に関する条約第 32 条、ILO 中核的労働基準、国連腐敗防止条約など 8 つの条約や法規に照らして、社会的リスクの高い 9 分野（建築資材・設備、自動車・燃料 IT 機器・電信電話、オフィス・学校・レジャー・スポーツ、食品、洗剤・化学物質、医療用品、衣類・靴）を対象に、発注者（自治体）のためにサプライヤーや製品の追跡調査を行う。監査は自己評価、事務所監査、工場監査の 3 段階に分かれており、他の自治体も含めて協議会メンバーは追跡調査の結果をウェブサイトで確認できるようになっている。SKL Kommentus が一括して監査を行うことにより、全ての自治体が情報を共有し、発注者とサプライヤーにとって時間の節約になったり、発注者が専門的で高度な支援を受けたり、サプライヤーが改善され社会的に非持続可能な生産のリスクが軽減されたりするなどのメリットがある。

4. 考察

- EU の公共調達における重点はグリーン調達からサステナブル調達、イノベーション調達、循環型調達、戦略的調達へと移行しているが、このような動向は EU の経済政策と強く結びついていると考えられる。実際、EU は特定の商品やサービスの国際公共調達市場を開放し、EU 企業による市場へのアクセスを支援するよう働きかけている。公共調達が世界全体の GDP に占める割合は 15~20%と言われており、WTO の公共調達協定では 1.3 兆ユーロと推定されている。
- EcoProcura は公共調達の成功事例や教訓を共有する場として非常に有益な会議だが、参加していない国や自治体に対する意識啓発が課題である。EU は加盟国に対して GPP National Action Plan を作成するよう求めているが、2017 年 5 月時点でエストニア、ギリシャ、ハンガリー、ルクセンブルク、ルーマニアは作成していない。また、一部の自治体、地域、国では SPP に対する意識が高いものの、EU 内での意識の差も見受けられる。
- 人手不足や成果の可視化の難しさが SPP の促進を妨げている。調達担当者の知識やスキル向上は EU 以外の国や自治体でも課題となっており、具体的な成果が期待できれば SPP に取り組む動機付けになるとを考えられるが、影響評価や可視化の手段については試行錯誤が続いている。
- SPP を推進する上では政策枠組や中小企業の支援、市場との連携が重要になるが、オランダのように国の施策として SPP に取り組んでいる国はまだ少ない。また、法的枠組や政策支援のみならず、調達の現場においては担当者のリーダーシップや強い意志が不可欠である。
- 今後は、グローバルサプライチェーンを含める SPP の社会面の透明性やトレーサビリティをどのように担保するかが課題になるとを考えられる。自治体にとっては社会面の基準設定や事業者の選別、契約後のフォローアップが負担になるため、こうした負担を軽減する仕組みづくりが必要となる。



報告：グリーン購入ネットワーク(GPN) 長谷川 淳子



マーケットラウンジ 2 の様子

デンマーク・コペンハーゲン海外調査報告（2018年2月26日-27日）抜粋

※報告全文はCSO ネットワークのウェブサイトに掲載しております。

<https://www.csunj.org/images/da2b810a713146351217b946a4135a6e.pdf>

調査訪問先① コペンハーゲン市

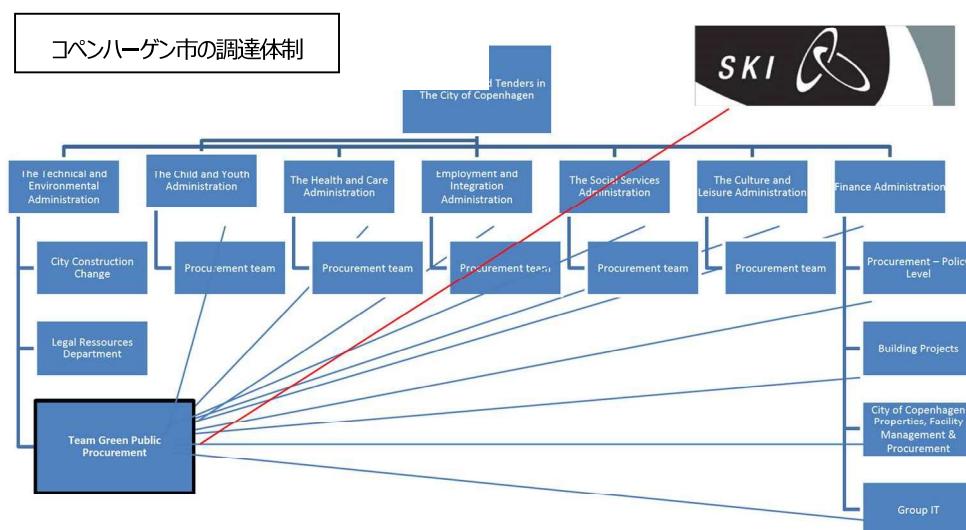
調査インタビューに応じてくれたのは、コペンハーゲン市の環境アドバイザー2名（1名は技術的管理部門）と、環境・気候変動アドバイザー（資源と廃棄物担当）の3名でした。

グリーン公共調達（GPP）/持続可能な公共調達（SPP）政策

コペンハーゲン市は、デンマークの首都であり最大の都市で、自治市の人口は57万人、市街地の人口は100万人である。コペンハーゲン市には、資源・廃棄物行動計画2018やコペンハーゲン2025というビジョンがあり、それらを達成するための様々な行動計画や戦略などが出されている。グリーン公共調達（GPP）政策はそれらを達成するためのツールとして推進されているものになる。

調達政策の中のグリーン公共調達（GPP）は、環境関係の革新的な移行をサポートすること、サステナビリティの方向性をより示すためにサプライヤーに影響を与えること、環境関係の革新的な解決策を生み出す企業の成長を促し、仕事を生み出すことなどを行なっている。

コペンハーゲン市の年間調達額は15億ユーロであり、その内訳は、2億4000万ユーロの中央集約（財務部門）、2億1300万ユーロの地方分権型協定（それぞれ独自に契約）、4億ユーロ（建設関係）、6億6700万ユーロ（契約なし）である。コペンハーゲン市の調達と入札においては、7部門、10調達ユニットにおいて戦略的調達がなされ、GPP調達チームがこれらの部門に対して影響を及ぼしている。



サーキュラー・エコノミー

コペンハーゲン・ビジョン 2025 では、「コペンハーゲンは、サーキュラー・エコノミーのリーダーでなければならず、地球の資源への影響を少なくしなければならない」としている。公共調達でサーキュラー・エコノミーを活用する方法としては、①最小基準、②サービス契約、③再設計と修理、の 3 つを掲げ、資源廃棄物マネジメントプラン 2018 として、廃棄物ゼロを目指している。

コペンハーゲンの考えるサーキュラー・エコノミーの次のステップとしては、業界を限定し（衣料品業界、家具、ICT）、パイロットプロジェクトを実施することである。現在持っている資源を徐々に補修していく必要もある。困難な部分としては、異なる管理部門間等の障壁があり、これらを打ち破ることが必要となる。今後は、組織的/構造的障壁のマッピングを行うなど、縦割り行政をいかに克服しサーキュラー・エコノミーを横断的にやっていくかが課題であり、異なる角度から調達価格を見るための調達予算のメンテナンスも必要となる。

主要な問題の 1 つは、生産段階における資源の使用が、外部ステークホルダーの関心とは無関係であることである。また入札を実施する前に、サーキュラー・エコノミーをどう考えるかが必要となるので、内部の能力強化も必要となる。まだサーキュラー・エコノミーに対応できる企業は少ないので、少しずつ、低い基準で実施することが必要であり、精巧な先進事例を示すことが重要となる。

マイクロプラスチック削減戦略

コペンハーゲン市は、長期的なマイクロプラスチック削減戦略の一環として、マイクロプラスチックを放出する製品を代替品に置き換えることができるかを調査する予定である。進め方としては、専門家とステークホルダーを特定し、マイクロプラスチックの排出を引き起こす製品を特定し、代替製品や解決方法を見つけていく。

EU 基準はあるが、コペンハーゲン市では、質の低いタイヤの使用が問題となっている。タイヤの摩耗などにより、マイクロプラスチックを発生させている。いいタイヤを買えば問題はない。短期、長期の戦略を検討する必要がある。

コペンハーゲン市のグリーン公共調達(GPP)の長所と短所

<長所>

- コペンハーゲン市議会の強いマイニシアティブがある。
- 各組織に分権化を進めている。
- 年間予算を考えれば市場へのインパクト大きい。
- マンパワー、フォローアップ体制、専門家のアクセス体制は強み。



<短所>

- トップマネジメントがない？
- 財務当局。長期的なコストがなかなか勘案されにくい。単年度予算。
- 人事異動により長続きしない。
- モニタリングに時間がかかり課題である。インパクト分析も難しい。
- 監査は環境分野のみである。社会的側面はできていない。



コペンハーゲン市職員を訪問

(2018 年 2 月)

調査訪問先② デンマーク人権研究所

面会者：ダニエル・モリス氏（デンマーク人権研究所 アドバイザー）



デンマーク人権研究所は、デンマーク政府による研究所である。日本にはまだないが、デンマーク人権研究所のような人権研究所がそれぞれの国にあることが理想である。デンマーク人権研究所はユニークな存在であり、国内のみならず国際的な研究もマネートに含む。

国内レベルでは、普通の国内人権研究所と変わらないが、国際的な特定のテーマも対象としており、国際的な活動を行う部署「人権と開発」では、企業のエンゲージメント、人権とビジネス、持続可能な開発、の3つのプログラムがある。この3つはそれぞれ重なりあいながら仕事を行っている。モリス氏は人権とビジネスのチームに所属している。モリス氏は、国内、国際的な部分での公共調達に関わる部分を担当している。

ビジネスと人権に関する国別行動計画（National Action Plan: NAP）と公共調達

デンマーク人権研究所は、2017年にビジネスと人権に関する国別行動計画（National Action Plan on Business and Human rights : NAP、以下NAP）のWebsiteを立ち上げた。<https://globalnaps.org/> このNAPのWebsiteでは、公共調達をピックアップしている。（<https://globalnaps.org/issue/public-procurement/>）

サステナビリティ調達は、公共調達におけるビジネスと人権と少しポイントが違っている。サステナビリティ調達には、環境、人権、労働、腐敗が含まれ、人権には、国際的な人権基準が使われている。とても多くのことが重なっており、違いはわずかである。コペンハーゲン市では、グリーン公共調達は進んでいるが、人権などを含む社会面に関する公共調達はそれほど進んでいない。国際的にもそのような傾向があり、環境への理解が先に進んでいる。どうやって持続可能な調達に人権をてこして組み込めるか、これはとても良いポイントであり、個人的には前向きに捉えている。

NAPについてはツールキットをICARとともに開発しており、2017年に新しいバージョンを発行した。ここには実践的な事例があり、またNAPに何が含まれる必要があるかが記載されている。

National Action Plans on Business and Human rights Toolkit (2017 Edition)

https://www.humanrights.dk/sites/humanrights.dk/files/media/dokumenter/udgivelser/hrd_2017/dihr_icar_nap_toolkit_2017_edition.pdf

NAPは、悪い事例がたくさんある。特に公共調達に関してはそうである。全てのNAPではないが、いくつかのNAPは公共調達についての個別のセクションを設けている。全てのNAPに言えることだが、予算に関しての記載がない。個人的な意見としては、テキストのみのNAPよりもフォーマットが決められている方が良い。

今後はNAPの公共調達についての調査をもっと深掘りしていく予定。NAPは一般的に言って、改善に向けた余地が多い。フォーカス、期間が明確なことが重要。NAPの長さについても色々特徴があるが、長ければ良いという訳ではない。フォローアップ（NAPを本当にやっているのか）についてはまだ調査をしていないが、現時点ではやる計画もない。

デンマーク人権研究所の公共調達部門の調査エリアについて

(1) アメリカ大陸の公共調達のミーティンググループ

デンマーク人権研究所の公共調達に関する調査は、現在アメリカ大陸（北米とラテンアメリカ）に焦点を当てている。アメリカ大陸の33カ国の調達機関が集まって、1年に1回、年次での人権と公共調達に関するミーティングを開催

して議論を行っている。このような人たちが1年に1度参集し議論を行うのはとてもユニークな機会であり、欧洲や他の地域ではまだ行われていない。このミーティングで、昨年、デンマーク人権研究所は、9つの公共調達機関を集めて「人権と公共調達」について話をした。デンマーク人権研究所としては、基金を募って、これらの機関とともにより大きなプロジェクトを実施したいと思っている。このポテンシャルは非常に高い。デンマーク人権研究所としては、これら機関に、何を強調して、何を実施し、どのような事例があるのかを発信することが重要であると伝えている。

多くの国や機関は、サステナビリティや人権の方針から来ている特定の方針（の範囲）が、一般的にとても狭い。それらを広げていくために何をするかということだが、我々が知らないうちに既に特定のプロジェクトが始まっている。エルサルバドルでは、児童労働の根絶に焦点をあて、コロンビアでは障害者に焦点を当てている。ウルグアイは、元囚人の更生プログラムの支援などがあり、今はこれらだけに集中しているので、デンマーク人権研究所としても良いスタートとなっている。他の世界の地域で考えても、一般的に個別の方針があるが、とても限定されて狭いものである。

(2) 国連環境計画（UNEP）の持続可能な消費と生産 10 年計画枠組み（10YFP）

UNEP の 10YFPにおいて持続可能な公共調達プログラムがあり、デンマーク人権研究所は、人権と公共調達のワーキンググループを持っており、この活動の一環として、持続可能な公共調達を行っている人々に対して、人権の要素を取り入れた内容のウェビナーを実施する予定としている。NAP のツールキットと似たタイプの公共調達に関するツールキットを開発しており、2018年11月末までには完成する予定である。これは、政策立案者に、より焦点をあてており、より実践的なものを作成することを検討している。課題は、多くの国が調達に関して特定の法律を持っていることである。現時点では特定の個別のドキュメントを作成することはできないが、ハイレベルでユニバーサルなツールキット策定を目指している。

(3) 公共調達と人権に関するラーニング・ラボ

International Learning Lab on Public Procurement and Human Rights：公共調達と人権に関する国際ラーニング・ラボは、人権に関わる公共調達の専門家達のプラットフォームであり、参集して議論している。最後に開催された場所は、南アフリカであり、警備（Security）に焦点を当てた。

セクターに特化し、アプローチは公共調達と人権である。警備は良い事例である。書類はとても実践的であり、人権に関して懸念のあるサプライヤーとの契約書のドラフトなども掲載しており、活用できるものになっている。

Website にはハブがあり、エレクトロニクス、アパレル、国際金融機関、民間警備がある。

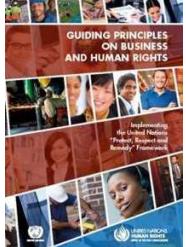
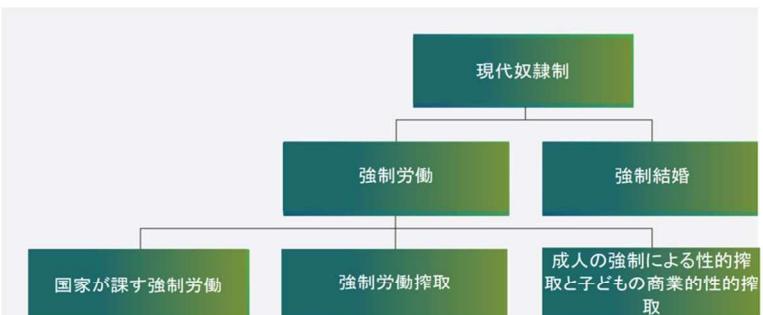
（<http://www.hrprocurementlab.org/>）

デンマークの地方自治体との2年間のパイロットプロジェクト

デンマーク人権研究所は、OECD 各国連絡窓口（NCP：National Contact Point）の支援により、デンマークの地方自治体との2年間のパイロットプロジェクトを実施している。プロジェクトには、コペンハーゲン市及びその周辺2自治体が参加している。

具体的には、自治体の公共調達と人権についての実践に対して、デンマーク人権研究所がチェックし相談にのっている。完璧なモデルを最初から求めるのではなく、また自治体を人権に関する法律によって怖がらせることなく、学びながら協働していくことが重要と考えている。契約前、入札、報酬、フォローアップ、マネジメントレビューなど、順番に行うことが必要である。2019年までにこのプロジェクトをまとめて文書化する予定である。

用語解説

国連ビジネスと人権指導原則 	<p>ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）は、2011年に国連人権理事会で承認された、すべての国と企業が尊重すべきグローバルな基準で多くの規範やガイドライン等に影響を与えている。ハーバード大学ジョン・ラギー教授を中心に取りまとめられた。人権を保護する国家の義務、人権を尊重する企業の責任、救済へのアクセスの3本柱で構成されている。</p> <p>日本語訳はヒューライツ大阪ウェブサイトを参照。</p> <p>https://www.hurights.or.jp/japan/aside/ruggie-framework/</p>
現代奴隸	<p>現代奴隸とは、ILOによれば、法定な定義はないが、「脅威、暴力、強要、欺瞞や権力乱用により、ある人間が拒絶することも、離れることもできない搾取状態」を指すとされ、強制労働、債務奴隸、強制結婚、その他人身取引も含まれる概念。英国、豪州において企業に報告義務を課す「現代奴隸法」が制定されている。現在、世界では現代奴隸の状態に置かれた人々が4,000万人以上いるとされる。</p> <p>日本においても多数存在すると想われ、例えば深刻な人権侵害を受けている外国人技能実習生やその他外国人労働者は、「現代奴隸」状態に置かれているものとみられる。英国現代奴隸法の制定により、日本企業も方針策定や情報開示などの対応を迫られている。</p> <div style="text-align: center;">  <pre> graph TD A[現代奴隸制] --> B[強制労働] A --> C[強制結婚] B --> D[國家が課す強制労働] B --> E[強制労働搾取] C --> F[成人の強制による性的搾取と子どもの商業的性的搾取] </pre> <p>(出典：ILO・IOM・ワーカフリー財団（2017年）「現代奴隸制の世界推計：強制労働と強制結婚」（日本語訳））</p> </div>
差別	<p>差別の該当事例としては、以下がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 賃金、昇進、報酬、および研修の利用などの採用や雇用慣行において、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、性同一性と性表現、民族または国籍、障害の有無、妊娠、宗教、所属政党、所属組合であるかどうか、軍役経験の有無、保護された遺伝情報、または結婚歴に基づく差別。 <p>(出典：RBA行動規範 version6.0)</p> <ul style="list-style-type: none"> この他、国内の文脈では、部落差別（同和問題）、ヘイトスピーチ、ハンセン病患者への差別など。

ISO20400	国際標準化機構（ISO）が 2017 年に正式発行した、「持続可能な調達に関するガイダンス」。持続可能な調達に関する世界初の国際規格であり、アカウンタビリティ、透明性、人権尊重、倫理行動等の持続可能な調達原則を定義し、企業が遵守するべきガイドラインを提供している。
OHSAS18001 ISO45001	OHSAS (Occupational Health and Safety Assessment Series) とは、国際コンソーシアムによって策定された労働安全衛生に対するリスクと対策の一覧化および責任所在の明確化を目的とする規格として、1999 年に労働安全衛生マネジメントシステムをもとに規格化された国際標準。2018 年に、ISO45001 として ISO 化された。
ISO14001	ISO14000 は、ISO が環境マネジメントシステムに関する国際規格群の総称で、主として要求事項を定めた ISO14001 を指し、1996 年に制定された。CSR を評価する際の環境基準として多く利用されている。
エコアクション 21 	環境省が平成 8 年に策定した、中小企業者等の幅広い事業者が環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価、環境報告に取り組むための認証登録制度。2017 年に現行ガイドラインが策定されている。
CDP  https://www.cdp.net/ja	カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(CDP)とは、機関投資家が連携し、企業に対して気候変動への戦略や具体的な温室効果ガスの排出量に関する公表を求めるプロジェクト。2000 年に開始されたこのプロジェクトは、主要国の時価総額の上位企業に対して、毎年質問表が送付されており、企業側からの回答率も年々高まっている。気候変動に加え、水、森林分野もある。回答された質問表は原則として公開され、取組み内容に応じた点数が世界に公表されており、企業価値を測る一つの重要指標である。CDP で A を取得すると優良企業とされる。

参考文献

- 武藤博己(2003)『入札改革 談合社会を変える』岩波新書
- 岡田知弘(2005)『地域づくりの経済学入門 地域内再投資力論』自治体研究社
- 吉田正博(2015)『「消えない都市」の条件』幻冬舎ルネッサンス新書
- 横浜型地域貢献企業認定制度については、公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC）のウェブサイトをご参照ください。 <https://www.idec.or.jp/keiei/csr/>
- さいたま市 CSR チャレンジ企業認証制度については、さいたま市のウェブサイトをご参照ください。
<https://www.city.saitama.jp/005/002/010/002/p019165.html>
- 責任あるビジネスアライアンス（RBA）「RBA 行動規範 version6.0」、同 VAP 監査マニュアル
- OECD (2018) 「責任あるビジネス行動のためのデューデリジェンスガイドライン」
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した調達コード第 3 版
- ISO20400 持続可能な調達ガイダンス

CSO ネットワーク 持続可能な公共調達に関する調査報告書

調査報告書「SDGs 時代における持続可能な公共調達 世界の潮流と日本の動向」

(2017 年 4 月)



本報告書では、主に以下の観点から持続可能な公共調達 (SPP) をレビューし、考察しています。

- SPP とは何か。なぜ SPP をやる必要があるのか。
- SPP の実施手法・監理プロセスはどう進めるのか。
- 欧米などではどこまで SPP を実施しているのか。
- 日本の取り組みの現状はどうなっているか。
- 日本で主流化するには、どのような課題を検討し、克服する必要があるか。

下記の CSO ネットワークのウェブサイトからダウンロードいただけます。
<https://www.csonj.org/infoarchive/publication/reportbook001>

調査報告書「公共調達・公契約条例と地域の持続可能性に関する全国自治体アンケート調査結果」

(2018 年 3 月)



本報告書では、全国の主要な自治体を対象に CSO ネットワークが実施した公共調達に関する基礎的なアンケート調査の結果をまとめ、報告しています。公共調達・公契約条例と地域の持続可能性に関する 7 分野 16 項目のアンケートへの回答結果とともに、自治体より、寄せられた制度・取り組みに関する主な事例を紹介しています。

下記の CSO ネットワークのウェブサイトからダウンロードいただけます。
<https://www.csonj.org/infoarchive/publication/reportbook002>

一般財団法人 CSO ネットワークは、「一人一人の尊厳が保障される公正で持続可能な社会の実現」をビジョンに掲げ、その実現のために、「公正で持続可能な社会に向けた価値ある取り組みを見出し、マルチステークホルダーの参画による社会課題解決を促す」ことをミッションとする非営利組織です。

国内外の CSO (市民社会組織)とのネットワークや多様なセクター間の連携を通して、①社会的責任 (SR)・サステナビリティ推進、②持続可能な公共調達や地域主体の持続可能な社会づくり、③持続可能な開発目標 (SDGs)、④社会的インパクト評価、⑤海外団体 (アジア財団等)との連携に関する調査・研究、情報発信、セミナー・イベント開催、提言活動等を行っています。



持続可能な地域社会のための公共調達ガイドブック サステナブルな地域づくりと組織に求められる 12 の課題

2019 年 3 月 31 日 初版

編集・発行：一般財団法人 CSO ネットワーク

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 アバコビル 5 階

TEL:03-3202-8188 FAX : 03-6233-9460

編集担当：長谷川雅子、高木晶弘、梁井裕子、大野清香

印刷・製本：株式会社大川印刷

* 本書の一部または全部を許可なく複写・複製・転載することは著作権の侵害になります。

©一般財団法人 CSO ネットワーク

* 本報告書は、平成 30 年度独立行政法人環境保全機構地球環境基金の助成を受けて作成しました。



持続可能な公共調達推進に関するCSOネットワークの取組み

写真は上から

エコマークセミナー「エコマークと持続可能な公共調達」(東京)での登壇 (2018年6月29日)

EcoProcura2018(オランダ・ナイメーヘン)での公共調達に関するセッション登壇 (2018年10月5日)

第4回 持続可能な公共調達(SPP)フォーラム(東京) (2018年11月8日)

第7回 国連「ビジネスと人権フォーラム」(スイス・ジュネーブ)での公共調達に関するセッション登壇 (2018年11月26日)



助成 独立行政法人 環境再生保全機構 地球環境基金

